

モンゴル国
観光開発計画調査
事前調査報告書

平成9年12月

JICA LIBRARY



J 1145018(6)

国際協力事業団

社調一

J R

97-149



1145018(6)

モンゴル国
観光開発計画調査
事前調査報告書

平成9年12月

国際協力事業団

序 文

日本国政府はモンゴル国政府の要請に基づき、同国の総合観光開発計画に係る調査を実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することといたしました。

当事業団は本格調査に先立ち、本件調査を円滑かつ効果的に進めるため、平成9年10月11日より10月30日までの20日間にわたり、吉田公一氏（名古屋空港ビルディング専務取締役）を団長とする事前調査団（実施細則（Scope of Works : S/W）協議）を現地に派遣しました。調査団は本件の背景を確認するとともにモンゴル国政府の意向を聴取し、かつ現地踏査の結果を踏まえ、本格調査に関するS/Wに署名しました。

本報告書は、今回の調査を取りまとめるとともに、引き続き実施を予定している本格調査に資するためのものです。

終わりに、調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成9年12月

国際協力事業団
理事 佐藤 清

目 次

序 文

第1章 事前調査の概要	1
1-1 要請の背景	1
1-2 事前調査団員構成	1
1-3 調査日程	2
1-4 主要面会者	3
1-5 主な協議内容	4
1-6 その他の関連情報	5
第2章 モンゴル国観光セクターの概要	6
2-1 自然資源と観光	6
2-1-1 自然資源	6
2-1-2 観光の現状と課題	13
2-2 文化遺産と観光	16
2-3 観光インフラ	19
2-4 観光行政	20
2-4-1 観光行政機関	20
2-4-2 観光政策	22
2-4-3 観光振興・宣伝	23
2-4-4 観光開発にかかる規制及びインセンティブ	24
2-4-5 観光関連インフラ	30
第3章 現地踏査地の現状と課題	45
3-1 ウランバートル観光地域	45
3-2 ハラホリン（カラコロム）観光地域	46
3-3 南ゴビ観光地域	48
第4章 環境予備調査	49
4-1 環境配慮の背景	49
4-2 環境法制度とIEE・EIA審査体制	49

4-3	モンゴルにおける環境の現況	49
4-4	スクリーニング・スコーピングの結果	50
4-5	本格調査における環境調査	57
第5章	本格調査への提言	67
5-1	調査目的と基本方針	67
5-1-1	調査目的	67
5-1-2	基本方針	67
5-2	本格調査の内容・項目及び実施方法	69
5-2-1	調査対象地域	69
5-2-2	本格調査の内容・項目及び実施方法	69
5-3	本格調査の団員構成	72
5-4	本格調査の実施工程	74
5-5	本格調査実施上の留意事項	74
付属資料		
資料1	要請書 (T/R)	77
資料2	Scope of Work (S/W)	86
資料3	Minutes of Meetings (M/M)	92
資料4	Questionnaires (Q/N)	96
資料5	Resolution of Government of Mongolia (No.167)	105

第1章 事前調査の概要

1-1 要請の背景

民主化以前のモンゴルの観光産業は、90%以上を占める旧ソ連からの旅行者の限定されたニーズにもっぱら対応し、手つかずの自然と遊牧を主体とする独自の文化が融合した同国の観光資源の大半は、その大きな潜在力にもかかわらず、未開発の状況に置かれてきた。

しかし、民主化に伴う一連の市場経済化の過程で、観光産業を独占してきた国営旅行社が1993年に分割民営化されたことを契機に、民間資本による観光資源開発が本格化し、近年、西側先進諸国の観光客が順調に増大しつつあり、外国人入国者数は年間約10万人程度に達している。とりわけ日本からの観光客数は過去5年間で約3倍となり、1996年には年間1万人規模に達しており（シェアは10%で西側先進諸国中最大）、日本は同国観光客誘致の最重要市場として位置づけられている。

このような状況下、同国政府内においても、経済の牽引役としての観光産業の重要性が認識されつつある。しかし、関連法規や組織の整備は緒についたばかりで、民間投資の呼び水となる道路や地方空港等の関連インフラの整備、民間業者や自治体による乱開発の自然環境及び地域社会への負荷の抑制、夏期への過度の集中の分散化等、有力な外貨獲得源として観光産業を振興するうえで、克服すべき課題が山積みしている状況にある。

我が国は、1994・1995両年に短期専門家を派遣し、組織・制度面を中心に支援をしてきたが、モンゴルは中長期的戦略を策定したうえで上述のような課題に計画的に取り組みたいとの立場から、1995年9月に我が国へ開発調査の実施を要請した。

また、1997年3月の我が国の経済協力総合調査団に対しても、観光分野を二国間協力の重点分野とするようモンゴル国政府より強い要請がなされた。

このような背景から、1997年10月に事前調査団を派遣し、S/W及びMinutus of Meetings (M/M)の署名・交換を行った。

1-2 事前調査団員構成

〈官団員〉

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 総括／観光行政 | ：吉田 公一（名古屋空港ビルディング専務取締役） |
| 副総括／人文観光資源 | ：小長谷有紀（国立民族学博物館助教授） |
| 観光振興 | ：吉田 亨（運輸省運輸政策局観光部企画課企画調査室調査係長） |
| 調査企画 | ：西馬 智子（国際協力事業団社会開発調査第一課） |

〈役務提供団員〉

自然環境 : 赤土 攻 (アジア航測(株)経営企画室技師長)
観光インフラ/自然条件 : 浜田 利郎 (国際航業(株)海外事業本部コンサルタント部)
通訳 : 鶴見 朋子 (日本国際協力センター研修監理部研修監理員)

1-3 調査日程

* 事前調査全体 : 1997年10月11日(土)～10月30日(木) (20日間)
吉田団長 : 10月18日(土)～10月23日(木)
小長谷副団長 : 10月11日(土)～10月18日(土)
吉田団員、西馬団員 : 10月11日(土)～10月23日(木)
赤土団員、浜田団員、鶴見団員 : 10月11日(土)～10月30日(木)

* 調査期間中の作業内容は次のとおり

10/11 (土) (吉田団長除く全員) 関西空港→ウランバートル OM904
10/12 (日) ウランバートル市内、テレルジ視察
10/13 (月) 在モンゴル日本大使館、JICA 事務所、インフラ開発省観光局、
自然環境省、及び観光協会 (MATO) への表敬
10/14 (火) S/W 協議
10/15 (水) 現地踏査 (ウランバートル→ホグノゴビ、ホグノゴビ泊)
10/16 (木) 現地踏査 (ホグノゴビ→ハラホリン→テレルジ、テレルジ泊)
10/17 (金) 現地踏査 (テレルジ→ウランバートル)
観光局、自然環境省、文化遺産センター関係者との打合せ
10/18 (土) (吉田団長、小長谷副団長以外の団員) S/W 協議
(吉田団長) 関西空港→ウランバートル OM904
(小長谷副団長) ウランバートル→関西空港 OM903
10/19 (日) 団内打合せ
10/20 (月) S/W・M/M 協議、ジュルチン社 (大手旅行会社) 訪問
10/21 (火) S/W・M/M 協議、TACIS (EU) と観光局との協議、S/W・M/M 署名
10/22 (水) (吉田団長、吉田亨団員、西馬団員) ウランバートル→北京 OM223
(赤土団員、浜田団員、鶴見団員) 追加情報収集
10/23 (木) (吉田団長、吉田亨団員、西馬団員) 北京→東京 NH906
(赤土団員、浜田団員、鶴見団員) 追加情報収集
10/24 (金)～10/28 (火) (赤土団員、浜田団員、鶴見団員) 追加情報収集
10/29 (水) (赤土団員、浜田団員、鶴見団員) ウランバートル→北京 OM223
10/30 (木) (赤土団員、浜田団員、鶴見団員) 北京→東京 NH906

1-4 主要面会者

(1) インフラ開発省 (Ministry of Infrastructure Development)

Mr. Ts. DAMIRAN State Secretary (次官)

観光局 (Department of Tourism)

Ms. R. OYUN Director (局長)

Ms. E. DAVAASUREN Senior Officer

Mr. N. BYAMBAJAV Officer

Ms. Ts. NARANTUYA Officer

(2) 自然環境省 (Ministry of Nature and Environment)

Ms. SARANTUYA Director, Department of Policy Implementation
and Coordination

(3) 文化遺産センター (Cultural Heritage Center of Mongolia)

Mr. D. KHISHIGBAYAR Art restorer and director

(4) 観光協会 (Mongolian Tourism Association : MATO)

Mr. G. SANJ Executive Director

(5) TACIS (EU) Coordinating Unit

Mr. B. KHURENBAATAR Executive Director, EU/TACIS Coordinating Unit

Mr. David HEPBURN Team Leader, EU/TACIS Coordinating Unit

Ms. S. GEREL Expert, EU/TACIS Coordinating Unit

(6) 在モンゴル日本大使館

小塩 義夫 参事官

岩崎 平 二等書記官 (経協担当)

的場 聡 同上

(7) JICA モンゴル事務所

四釜 嘉穂 所長

江川 敬三 所員 (本案件担当)

1-5 主な協議内容

(1) 観光分野での協力における、TACIS (EU) との協力範囲の仕分けについて

1997年6月のプロジェクト形成調査においては、インフラ開発省ダミラン次官とプロジェクト形成調査団との間で、

- ① TACIS プロジェクトは観光行政に係る組織・人材の養成・強化に絞る
- ② 観光セクター全体のマスタープラン (M/P) は日本に依頼する
- ③ TACIS プロジェクトの実施につき、最終合意する前に日本側に連絡する
- ④ TACIS プロジェクトと標記調査の重複については、標記調査を優先しつつ、モンゴル側で責任を持って調整する

との旨確認していた (ただし、プロジェクト形成調査のため、M/M 等は残していない)。

しかし、TACIS プロジェクトについては、1997年2月、EU とモンゴル側の間で協力の実施について別添の要請書 (Terms of Reference : T/R) にて合意していることが今回の事前調査で判明した。

観光局としては、TACIS プロジェクトについて、上記①のような認識を持っていた。しかし、今回の事前調査時、TACIS、観光局及び事前調査団との打合せにおいて、TACIS より、TACIS 協力においても観光セクターの長期的開発計画を策定する旨言明があった。

JICA モンゴル事務所、JICA 本部との電話連絡による協議・検討を踏まえ、モンゴル事務所四釜所長同席の下、観光局長と協議し、

- ① TACIS との協力内容は T/R 及び S/W の文面上は標記調査内容との重なりがあるように見受けられるが、各協力のアウトプットはおのずと異なるものになると予想される。したがって、標記調査 S/W 中の調査範囲に係る部分の修正は行わない
- ② TACIS と JICA の協力範囲につき調査が必要となる際はモンゴル側で責任を持って調査する。また、その際は日本側も必要な協力を行う

との旨合意した。

(2) モデルエリアについて

標記調査における観光開発モデルエリアを、ウランバートル、ハラホリンとその周辺地域、及び南ゴビ地域の3地域とする旨モンゴル側に提案したところ、先方よりハラホリンより更に西側にある地域等、他地域についてもモデルエリアに入れてほしいとの要望が出された (これは、モンゴル側が超長期的にモンゴルからカザフスタン等へつながる観光ルートの確立をめざしていることによるとの旨説明があった)。

これに対し、調査団は、上記3地域は既に同国観光の主要地域であるが、更なる整備

の必要性が高いこと、特に日本人観光客に関しては同3地域を訪問する者が大多数を占めること、他地域の整備については全国観光開発 M/P において必要な提言を行うこと等を説明し、モデル地域を前記3地域とすることでモンゴル側の合意を得た。

(3) カウンターパート (C/P) について

標記調査の C/P 機関であるインフラ開発省観光局の職員数は、現在のところ局長を含め5名のみであり、本格調査にて調査団との共同作業に従事させる職員数及び期間が限られること、また観光開発においては観光局と他の関連機関との協力が必要不可欠であること等から、自然環境省、文化省 (Ministry of Enlightenment)、その他関連機関からも適宜 C/P を出すことで双方合意した。

(4) ステアリング・コミティ

ステアリング・コミティの設立については、双方異論なく合意し、インフラ開発省次官が議長となり、インフラ開発省観光局及び同省の関連部局、自然環境省、文化省の文化遺産関係の部局、その他関連機関が参加することで合意した。

(5) C/P 研修

技術移転の一環として、C/P 研修の実施の要望が先方より出されたため、その旨 M/M に記載した。

1-6 その他の関連情報

(1) モンゴルは、同国の観光行政の一層の強化のため、近い将来観光政策の実施機関としてのエージェンシーを新たに設立し、観光に係る政策の策定は観光局、実施はエージェンシーが担当する体制とすることを現在検討中である。エージェンシーが設立されれば、同エージェンシーもステアリング・コミティのメンバーに加える旨観光局より説明があった。

(2) また、同国において、来春新たに観光法が制定される予定であるとの旨説明があった。

第2章 モンゴル国観光セクターの概要

2-1 自然資源と観光

2-1-1 自然資源

(1) 自然環境

モンゴルは、ユーラシア大陸のほぼ中央に位置し、国土面積は 1,566,500 平方キロメートルで、日本の約4倍の広さを有しており、平均標高 1,580 メートルの高原地帯である。モンゴルの魅力は、果てしなく広がる青空と草原に代表される大自然であり、そうした自然環境は地形や気候帯によって次の6つの植生帯で区分される。それぞれの地帯の自然環境の特色は次のとおりである（表2-1、図2-1）。

表2-1 植生帯の分布状況

植生帯	面積 (×10,000km ²)	割合 (%)
1. 砂漠帯	34	22
2. 砂漠・ステップ帯	30	19
3. ステップ帯	33	21
4. 山地林・ステップ帯	40	26
5. タイガ帯	13	8
6. 高山帯	6	4

出典：「モンゴル国生物多様性アクションプラン」自然環境省 1996

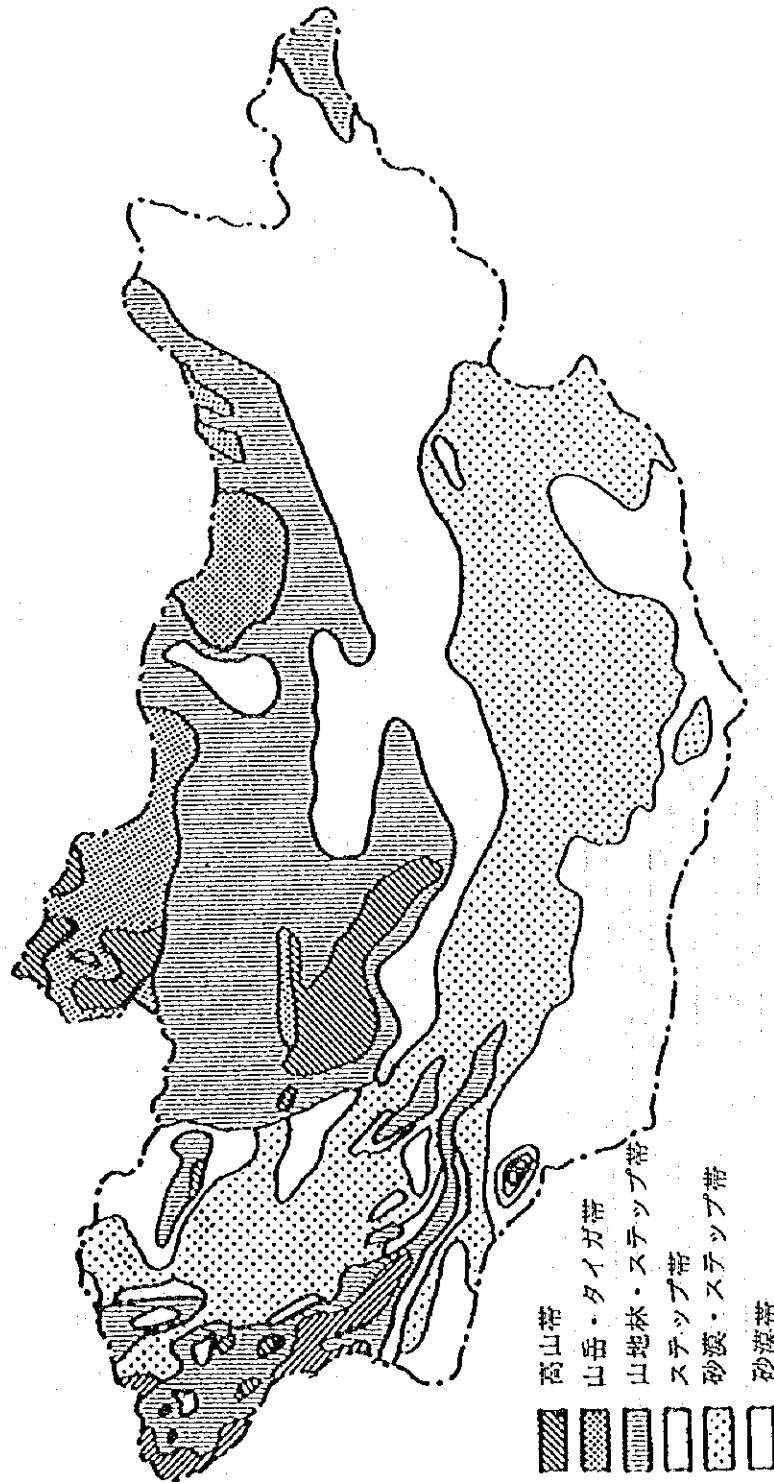


図2-1-1 モンゴルの植生帯

1) 砂漠帯

砂漠帯は国内の南部に見られ、年間の平均降水量は 100 ミリ以下と降雨の少ない地域である。平均気温は、冬期で -15°C 、夏期で $+30^{\circ}\text{C}$ となっており、最低気温は冬期で -40°C 、最高気温は夏期で $+42^{\circ}\text{C}$ となる。特に春期や秋期には強風や砂嵐が見られる。

植生は非常に疎であるが、この地域にしか生育しないザグとよばれる固有の植物などが見られる。典型的な砂漠帯のゴビ地方は主に岩石砂漠から成り、その中に砂丘、オアシスなどが点在する景観が広がっている。

この地域の特色としては、野生のラクダ、ゴビグマ、ロバ等の希少な野生動物の生息、数多い恐竜化石、幻想的な蜃気楼の現象などが挙げられる。

2) 砂漠・ステップ帯

砂漠・ステップ帯は、「グレイト・レイク」と「湖谷」の陥没地形を通して中央ゴビに帯状に広がっている。土壌は塩分を多く含み乾燥しているため、植生は極めて単調であり、丈の低いイネ科、ネギ属の草やアカシア類の灌木が生育している。特に、中央アジア固有の植物の多くはこの地帯で見られる。

また、砂漠帯と同様の野生動物が生息している。

3) ステップ帯

西部の「グレイト・レイク」からハンガイ、ハルハ高地を通り、ヘンテイ、ドルノド草原に広がる地域である。遊牧に利用され、外国人がモンゴルをイメージする草原地帯である。

ステップ草原の典型は、東部の草原でハネガヤなどの草本植物で構成され、部分的にマメ科やキク科の灌木が生育している。

また、この地帯では、8月には美しく香りの高い草花の絨毯が見られ、地表に穴を掘って暮らすマーモット及びネズミやウサギの仲間、キツネ、ガゼル等の哺乳動物、ハヤブサ、ワシ、ツル等の鳥類が多く生息する。

4) 山地林・ステップ帯

ステップ帯とタイガ帯の間に位置し、ハンガイ山脈、アルタイ山脈、オルホン川及びセレンゲ川流域、東部のハンガン山脈を中心に広がる。土壌の水条件の良い北側斜面ではカラマツやカバノキの森林が生育し、一方、乾燥した南側斜面ではステップ草原となっている。

この地域には、ノロジカ、エルク、オオカミ、アナグマ等の哺乳動物やカモ類、ワシ、タカ、フクロウ等の鳥類が生息する。

5) タイガ帯

北部に広がる森林帯で、シベリアから連続的に広がるタイガ森林の南端に位置する。典型はヘンテイ山脈、フブスグル連峰に見られ、樹高 20~25 メートルの均一な高さの針葉樹が密生している。森林は、シベリアアカマツ、シベリアカラマツ、ダフリアカラマツ、シベリアトウヒ、シベリアトドマツ等で構成されている。

また、ヘンテイやフブスグルの地域には、オオシカ、オオカミ、ジャコウシカ、トナカイ、クマ等の哺乳動物、ライチョウ、キツツキ等の鳥類が生息する。

6) 高山帯

ハンガイ、モンゴルアルタイ、フブスグル等の山々の高標高地が該当する。冬期の極限的なツンドラ気候により植物の生育は非常に限定され、樹高の低いまばらな針葉樹の分布、コケや地衣類から成る山地性のツンドラ、永久凍土と湿地の形成、氷河等が見られる。この地域には、アルガリ、アイベックス、オオツノヒツジ、ユキヒョウ、ナキウサギ等の哺乳動物、ライチョウ、ホウシロ、アトリ等の鳥類が生息する。

(2) 河川・湖沼と自然環境

モンゴルには 3,811 の常流河川があり、その延長は 6,700 キロメートルにも及ぶ。また、面積 100 平方メートル以上の湖は 3,000 を超え、常時湧出している湖は約 6,900、面積 540 平方メートル以上の氷河が約 190 か所、鉱泉 250 か所以上となっている。

河川の魚の分布については、オノン、ヘルレンなど太平洋に流れる川には、チョウザメ、イトウ、カワカマス、フナ、コイ等 41 種が生息し、また、セレンゲ、オルホン等北極海に向かう川にはイトウ、コクチマス、カワヒメマス、カワメンタイ等 25 種が生息する。さらに、中央アジアの閉鎖された盆地に流れ込むボブド等の川には、ドジョウやコイの仲間等 5 種が生息している。当国では釣りをする人は少ないが、外国人観光客には釣りの好対象となっている。

また、湖沼は、比較的湿潤な森林・ステップで被われた山間部に多いが、乾燥したステップ地域にも分布している。最大の湖は塩水のウブスグル湖で世界で最も透明度の高い湖の一つに数えられ、周辺のタイガ森林と美しい自然景観を形成している。湖沼は水鳥の生息地として重要であり、ペリカン、カモ、ハクチョウ、ツル等の渡り鳥が見られる。

(3) 動植物等の特色

モンゴルでは、野生動植物とのふれあいや観察も大きな魅力である。広大な草原は草洋ともよばれ、多種多様な動植物が生育・生息していて、大きな独自の生態系を形成し

ており、固有種、希少種、遺存種が多い。生息する植物としては、2,710種の維管束植物、930種の地衣類、417種の鮮類、647種の藻類、875種の菌類が確認されている。また、動物は134種の哺乳類、20種の爬虫類、8種の両生類、410種の鳥類、68種の魚類、13,000種の昆虫が記録されている。

植物に関しては、3,000種以上の植物種のうち、固有種が約150種、遺存種が約100種あり、また、1987年発行のモンゴル・レッドデータブックによると、希少種と危惧種として100種以上が記録されており、草本類が多いのが特徴である。動物に関しては、ヘラジカ、ミミナガトビネズミ、フタコブラクダ、プルツワルスキーウマ、ユキヒョウ等の哺乳類28種やツル科、ワシ科、タカ科、フクロウ科等の鳥類などが絶滅のおそれがあるとして保護の対象となっている(表2-2、表2-3)。

なお、レッドデータブックについては、現在、改訂が行われており、年内に発刊される予定である。

また、モンゴルにおいては、古生物の化石も大切な観光自然資源である。南部のゴビ地域は世界有数の恐竜化石の産地であり、ゴビ砂漠に分布する中生代白亜紀層からイグアナドン、サウロロス、パキセファロサウルス(以上鳥脚亜目)、シッタコサウルス、プロトセラトプス(以上角竜亜目)、タルボサウルス(獣脚亜目)など6亜目に及ぶ化石が発見されている。

発掘された化石は、ウランバートルの自然史博物館に展示されている。

(4) 遊牧と自然環境

遊牧の風景、グルと呼ばれる移動式住居、遊牧生活等は、モンゴルを象徴する重要な観光資源となっている。モンゴルの重要な産業の一つである牧畜は、ステップ草原を中心に良い草を求めて移動する遊牧という形態で行われている。モンゴルの草原等の生態系は、この遊牧という長い営みの歴史とともに形成され、維持されてきた。

現在、家畜の飼育数で最も多いのは羊(約14,000頭)で、全家畜の52.4%を占めている。次いで、山羊(27.0%)、牛(12.4%)、馬(7.6%)、ラクダ(1.4%)の5畜が主要なものである。

家畜の地域的な分布は、羊や山羊は全域で満遍なくいるのに対し、馬はハンガイ地方に多く、ラクダはゴビ地方に多い。

表2-2 レッドデータブックに掲載されている動植物一覧(1)

* Species listed in Convention on international Trade
in Endangered Species (CITES)

† Species listed in the Red Book of Mongolia, 1987

哺乳類

Mammals:

Snow Leopard	<i>Uncia uncia</i>	::
Takhi (Przewalski's Horse)	<i>Equus przewalskii</i>	::
Wild Ass (Khulan)	<i>Equus hemionus</i>	::
Otter	<i>Lutra lutra</i>	::
Gobi Bear (Mazaalai)	<i>Ursus arctos</i>	::
Gray Wolf	<i>Canis lupus</i>	::
Asiatic Wild Dog	<i>Cuon alpinus</i>	::
Lynx	<i>Lynx lynx</i>	::
Manul Cat	<i>Felis manul</i>	::
Musk Deer	<i>Moschus moschiferus</i>	::
Argali	<i>Ovis ammon</i>	::
Saiga Antelope	<i>Saiga tatarica tatarica</i>	::
Mongolian Saiga Antelope	<i>Saiga tatarica mongolica</i>	::
Bactrian Camel	<i>Camelus bactrianus ferus</i>	::
Beaver	<i>Castor fiber</i>	::
Kozlov's Pygmy Jerboa	<i>Salpingotus kozlovi</i>	::
Thick-tailed Pygmy Jerboa	<i>Salpingotus crassicauda</i>	::
Satunin's Jerboa	<i>Cardiocranius paradoxus</i>	::
Long-eared Jerboa	<i>Euchoreutis naso</i>	::
Forest Dormouse	<i>Dryomys nitidula</i>	::
Marbled Polecat	<i>Vormela peregusna</i>	::
Lyblan Cat	<i>Felis lybica</i>	::
European Wild Cat	<i>Felis silvestris</i>	::
Wild Boar	<i>Sus scrofa</i>	::
Moose (Eur. Elk)	<i>Alces alces pfeiffermayeri</i>	::
Ussurian Moose	<i>Alces alces caucoides</i>	::
Reindeer	<i>Rangifer tarandus</i>	::
Black-tailed Gazelle	<i>Gazella subgutturosa</i>	::

鳥類

Birds:

Dalmatian Pelican	<i>Pelecanus crispus</i>	::
Black Stork	<i>Ciconia nigra</i>	::
White Spoonbill	<i>Platalea leucorodia</i>	::
Oriental White Stork	<i>Ciconia boyciana</i>	::
Whooper Swan	<i>Cygnus cygnus</i>	::
Mute Swan	<i>Cygnus olor</i>	::
Swan Goose	<i>Cygnopsis cygnoides</i>	::
Bar-headed Goose	<i>Eulabeia indicus</i>	::
Osprey	<i>Pandion haliaetus</i>	::
Crested Honey Buzzard	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	::
Imperial Eagle	<i>Aquila heliaca</i>	::
Bearded Vulture or Lammergeyer	<i>Gypaetus barbatus</i>	::
Griffon Vulture	<i>Gyps fulvus</i>	::
Himalayan Griffon	<i>Gyps himalayensis</i>	::
Cinereous Vulture	<i>Acgyptus monachus</i>	::
White-tailed (Sea) Eagle	<i>Haliaeetus albicilla</i>	::
Pallas' Fish or Sea Eagle	<i>Haliaeetus leucorophus</i>	::
Booted Eagle	<i>Hieracetus pennatus</i>	::
Black Kite	<i>Milvus migrans</i>	::
Northern Goshawk	<i>Accipiter gentilis</i>	::
Japanese Sparrow Hawk	<i>Accipiter gularis</i>	::
Eurasian Sparrow Hawk	<i>Accipiter nisus</i>	::
Imperial Eagle	<i>Aquila heliaca</i>	::
Greater Spotted Eagle	<i>Aquila clanga</i>	::
Golden Eagle	<i>Aquila chrysaetos</i>	::
Steppe Eagle	<i>Aquila rapax</i>	::
Rough-legged Buzzard	<i>Buteo lagopus</i>	::
Long-legged Buzzard	<i>Buteo rufinus</i>	::

Upland Buzzard	<i>Buteo hemilasius</i>	::
Short-toed Eagle	<i>Circus gallicus</i>	::
Northern Harrier	<i>Circus cyaneus</i>	::
Pied Harrier	<i>Circus melanoleucos</i>	::
Barbary Falcon	<i>Falco peregrinoides</i>	::
Peregrine Falcon	<i>Falco peregrinus</i>	::
Lesser Kestrel	<i>Falco naumanni</i>	::
Merlin	<i>Falco columbarius</i>	::
Amur Falcon	<i>Falco amurensis</i>	::
Red-footed Falcon	<i>Falco vespertinus</i>	::
Northern Hobby	<i>Falco subbuteo</i>	::
Saker Falcon	<i>Falco cherrug</i>	::
White-naped Crane	<i>Grus vipio</i>	::
Hooded Crane	<i>Grus monacha</i>	::
Siberian Crane	<i>Grus leucogeranus</i>	::
Japanese Crane	<i>Grus japonensis</i>	::
Common Crane	<i>Grus grus</i>	::
Great Bustard	<i>Otis tarda</i>	::
Houbara Bustard	<i>Chlamydotis undulata</i>	::
Tengmalm's or Boreal Owl	<i>Aegolius funereus</i>	::
Short-eared Owl	<i>Asio flammeus</i>	::
Long-eared Owl	<i>Asio otus</i>	::
Little Owl	<i>Athene noctua</i>	::
Eagle Owl	<i>Bubo bubo</i>	::
Eurasian Pygmy Owl	<i>Glaucidium passerinum</i>	::
Great Gray Owl	<i>Strix nebulosa</i>	::
Ural Owl	<i>Strix uralensis</i>	::
Northern Hawk Owl	<i>Surnia ulula</i>	::
Chinese Parrotbill	<i>Paradoxornis hendei</i>	::
Ring-necked Pheasant	<i>Phasianus colchicus</i>	::
Little Whimbrel or Curlew	<i>Numenius minutus</i>	::
Relict Gull	<i>Larus relictus</i>	::

爬虫類

Reptiles:

Tatar Sand Boa	<i>Eryx tataricus</i>	::
Gobi Naked-toed Gecko	<i>Cyrtapodion elongatus</i>	::
Steppe Racerunner	<i>Eremias arguta</i>	::
Slender Racee	<i>Coluber spinalis</i>	::

両生類

Amphibians:

Siberian Salamander	<i>Salamandrella keyserlingii</i>	::
Asiatic Grass Frog	<i>Rana chensinensis</i>	::

魚類

Fish:

Siberian or Baikal Sturgeon	<i>Acipenser baeri</i>	::
Baikal Omul	<i>Coregonus autumnalis</i>	::

表2-3 レッドデータブックに掲載されている動植物一覧(2)

植物

Plants:

(Species listed in Mongolia's Plant Law)

<i>Hjün's amica</i>	<i>Arnica Hjunii</i>	Frizable Rose	<i>Rosa laxa</i>
Siberian zygadenus	<i>Zygadenus sibiricus</i>	Macrandrous onion	<i>Allium macrostemon</i>
Fragrant Blebersteinia	<i>Blebersteinia odorata</i>	Wild garlic onion	<i>Allium obliquum</i>
Feather-seed dictamnus	<i>Dictamnus dasycarpus</i>	Alpian sanguisorbia	<i>Sanguisorba alpina</i>
Red tofildia	<i>Tofildia coccinea</i>	Floating arrow head	<i>Sagittaria natans</i>
Single flowered tulip	<i>Tulipa uniflora</i>	Yellow marsh saxifrage	<i>Saxifraga hirculus</i>
Desert distanthe	<i>Cistanche discolorata</i>	Naked miterwort	<i>Mitella nuda</i>
Creeping juniper	<i>Juniperus sobina</i>	Emarginate chrysanthemia	<i>Chrysanthemum sinuatum</i>
Aphyllous anabasis	<i>Anabasis aphylla</i>	Cobi brachanthemia	<i>Brachanthemum gobiicum</i>
Lanose anabasis	<i>Anabasis eriopoda</i>	Mongolian brachanthemia	<i>Brachanthemum Mongolorum</i>
Saikhan valerian	<i>Valeriana saikhanensis</i>	The Mountain phlomy	<i>Phlomis eriophylla</i>
Saussurea	<i>Saussurea involucrata</i>	Platyphyllous rice	<i>Zizania latifolia</i>
Tibetan lancea	<i>Lancea tibetica</i>	Clovy calypso	<i>Calypso bulbosa</i>
White flowered dasiphora	<i>Dasiphora lactiflora</i>	Siberian vince toxic	<i>Vince toxicum sibiricum</i>
White water-lily	<i>Nymphaea candida</i>	Golden Rhododendron	<i>Rhododendron aureum</i>
Orittle budara	<i>Hjünia Regelii</i>	Adam's rhododendron	<i>Rhododendron Adamsii</i>
Mongolian chesney	<i>Chesneya mongolica</i>	Dahurian rhododendron	<i>Rhododendron Dahuricum</i>
Mongolian arrow-wood	<i>Viburnum mongolicum</i>	Ledebour rhododendron	<i>Rhododendron Ledebourii</i>
Sargent's white rod	<i>Viburnum Sargentii</i>	Microphyllous rhododendron	<i>Rhododendron Praefolium</i>
Golden limonium	<i>Limonium aureum</i>	Sorbiphylous sorberia	<i>Sorbaria sorbifolia</i>
Yellow arnebia	<i>Arnebia guttata</i>	Ganbold's columbian	<i>Aquilegia Ganboldii</i>
Manshurian elder	<i>Sambucus manshurica</i>	Potanin's Incarvillea	<i>Incarvillea Potaninii</i>
Tsedon's vetch	<i>Vicia Tsydenii</i>	Swamp cottonwood	<i>Populus diversifolia</i>
Rhubarb	<i>Rheum umivere</i>	Round-leaved sundew	<i>Drosera rotundifolia</i>
Sedgerush	<i>Acorus calamus</i>	English sundew	<i>Drosera anglica</i>
Longleafed androssace	<i>Androssace longifolia</i>	Cobi pea shrub	<i>Ferula ferulacoides</i>
Macrophyllous gentian	<i>Gentiana macrophylla</i>	Brachypodous pea shrub	<i>Carexana gobiica</i>
Swelt gentian	<i>Gentiana pulmonaria</i>	Tibetan pea shrub	<i>Carexana brachypoda</i>
Smaller cat's tail	<i>Typha minima</i>	Algae	<i>Carexana tibetica</i>
Mauritanian mallow	<i>Malva Mauritanica</i>	White-leaved algae	<i>Homalomonostoc flagelliforme</i>
Syantian trollflower	<i>Trollius syaniense</i>	Mongolian potiniaia	<i>Olgoea leucophylla</i>
Moorcroft's eleagnus	<i>Eleagnus Moorcroftii</i>	Beautiful knapweed	<i>Potentilla Mongolica</i>
Siberian fir	<i>Abies sibirica</i>	Keiskii's lily-of-the-valley	<i>Centaurea pulchella</i>
Clauous featherflower	<i>Clematis glauca</i>	Kuznetsov's monkshood	<i>Rhynchosium carthagenoides</i>
Wide beadruby	<i>Majanthemum dilatatum</i>	Potanin's zygophyllia	<i>Convolvularia Keiskii</i>
Small-flowered bitter-cess	<i>Cardamine parviflora</i>	Altai lousewort	<i>Codonopsis clematidea</i>
Banzgrach's sweetia	<i>Sertia Banzaregczii</i>	Wornwood-leaved lousewort	<i>Halimodendron halimodendron</i>
Horselailed ephedra	<i>Ephedra equisetina</i>	Mongolian adonis	<i>Aconitum Kuznetsoffi</i>
Fedchenko ephedra	<i>Ephedra Fedtschenkone</i>	White-flowered physochlaina	<i>Zygophyllum Potaninii</i>
Dahurian solidago	<i>Solidago dahurica</i>	Bog cranberry	<i>Pedicularis altaica</i>
Central Asian asterthemny	<i>Asterthemnyus centrali-asiaticus</i>	Galeated orchis	<i>Pedicularis abrotanifolia</i>
Yellow sophora	<i>Sophora flavescens</i>	Fuchs' orchis	<i>Adonis mongolica</i>
Plume stonecrop	<i>Sedum Pallascens</i>	Cucullated neottianthe	<i>Physochlaina albiflora</i>
Sand strawflower	<i>Helichrysum stercorarium</i>	Kamchatka neottia	<i>Oxycoceus microcarpus</i>
Mongolian ammopiphanthus	<i>Ammopiphanthus Mongolicus</i>	White-flowered peony	<i>Orchis militaris</i>
Solomon's Seal	<i>Polygonatum Humile</i>	Whorled paris	<i>Orchis Fuchsii</i>
Desert sage	<i>Salvia deserti</i>	Banankhurala licorice	<i>Neottianthe cucullata</i>
Rose rhodiola	<i>Rhodiola Rosea</i>	Mongolian jurinea	<i>Neottia camtschatica</i>
Paludal Scheuchzeria	<i>Scheuchzeria Palustris</i>	Heensi gagea	<i>Paeonia lactiflora</i>
Brachyccous Violet	<i>Viola Brachycheira</i>	Mongolian tugarinovy	<i>Paris verticillata</i>
Two-leafed greater butterfly	<i>Platanthera bifolia</i>	Quarred sagebrush	<i>Glycyrrhiza squamulosa</i>
Przewalskii's Cymnocarpus	<i>Aneurocarpa asphodeloides</i>	Flnefilamented wornwood	<i>Jurinea Mongolica</i>
Bilberry	<i>Cymnocarpus Przewalskii</i>	Yellow wormwood	<i>Gagea hecensii</i>
Wide dryopteris	<i>Vaccinium Myrtillus</i>	Lichene	<i>Tugarinovia mongolica</i>
Aphyllous epipogium	<i>Dryopteris dilatata</i>	Friscose tick trefail	<i>Artemisia lithophilis</i>
Acicular oxytrope	<i>Epipogium aphyllum</i>	Tsengel's tick trefail	<i>Artemisia loussetella</i>
Fragile-leaved oxytrope	<i>Oxytropis acanthacea</i>	Sword-leaved botrychium	<i>Artemisia xanthochroa</i>
Grubov's oxytrope	<i>Oxytropis fragilifolia</i>	Trifid coralroot	<i>Asperidia oculenta</i>
Common pegania	<i>Oxytropis Grubovii</i>	Clavoted club-moss	<i>Hedysarum fruticosum</i>
Grand lady's-slipper	<i>Pegonum horonala</i>	Alpine club-moss	<i>Hedysarum santense</i>
Yellow lady's-slipper	<i>Cypripedium macranthum</i>	Microphyllous buckthorn	<i>Botrychium lanceolatum</i>
Small sandock	<i>Cypripedium calceolus</i>	Ussurian buckthorn	<i>Corallochiza trifida</i>
Monophylous gueldenstaedtia	<i>Nuphar pumila</i>		<i>Lycopodium elatum</i>
Crisped lily	<i>Gueldenstaedtia monophylla</i>		<i>Lycopodium alpinum</i>
Candlestick lily	<i>Lilium maritimum</i>		<i>Rhamnus parvifolia</i>
Kokand Rose	<i>Lilium pensylvanicum</i>		<i>Rhamnus ussuriensis</i>

2-1-2 観光の現状と課題

(1) 観光の現状

現在、モンゴルにおける観光のほとんどは豊かな自然を基盤とするもので、多種多様なツアーが全国各地に展開されている。最も代表的なものはゲルのツーリストキャンプに宿泊し、旅行社によってあらかじめ設定されたコースで主要な景勝地や史跡を訪れたり、乗馬、熱気球等の体験をするものである。こうしたツアーの利用は日本人が最も多く、テレルジ、ハラホリン(カラコルム)、南ゴビ等が対象地となっている(表2-4)。

欧米人を対象とした個人旅行や特別メニューの旅行も盛んで、草原での乗馬、砂漠でのラクダ、湖や河川でのカヌー、オフロード地域でのジープやオートバイ等を利用して自然を楽しむという比較的長期間に及ぶツアーが行われている。

また、最近の新しいツアーとして、恐竜化石発掘、バードウォッチング、写真撮影等自然や野生動植物等とのふれあいを楽しむツアー及び登山、大型野生動物を対象とする狩猟、イトウ等の魚釣り等を楽しむスポーツツアーが実施されている。

なお、政府は、新しい観光施策として自然環境の保全と地方の国民生活の向上を図るため、エコツーリズムを積極的に推進していきたいという意向をもっている。そのため、自然環境省では、自然保護区の新規設定・拡張を図るとともに、インフラ開発省観光局、科学アカデミー地理学研究所と共同で、ツーリストキャンプの充実、エコツアー適地の絞り込み、収容力、自然環境への影響評価、民間企業のプロジェクトへの支援等の検討を行うこととなっている。

表2-4 日本からのモンゴル観光ツアーの事例

旅行者名	商品名	種類	日数	場所	時期
(株)西遊旅行	大草原の幻 航空直行便	観光	8日	ブルド、カラコルム、ウランバートル、南ゴビ	4～9月
	国際列車の旅	観光	10日	" (北京経由)	7～8月
(株)ジャパンエアー チャーターカーバンビニー	大草原乗馬キヤラバン	乗馬	8日	ウンドウルシレット	5～9月
	モンゴル周遊	観光	8日	ウンドウルシレット、南ゴビ	"
	熱気球体験とカラコルム	観光・熱気球	8日	ウンドウルシレット	"
	ホームステイと家庭料理	家庭体験	8日	ウンドウルシレット、ウランバートル	"
	ホームステイとモンゴル語	語学研修	8日	"	"
	ボランティアツアー	ボランティア	8日	"	"
(株)モンゴルジュエルチン ツアーズ	ナーダム祭見学	観光	8日	ウランバートル、南ゴビ	7月
	カラコルム遺跡とゴビ砂漠	観光	8日	ウランバートル、南ゴビ、カラコルム、ブルド	5～9月
	乗馬体験	乗馬	8日	ウランバートル、テレルジ	"
	大モンゴル	観光	8日	ウランバートル、デルゲル、ハーン、テレルジ	"
	秘湖フブスグル湖	観光・釣り、乗馬	8日	ウランバートル、フブスグル	"
	乗馬ツアー	乗馬	8日	ウンドウルシレット	7～9月
(株)ロシア旅行社	草原を駆ける	乗馬	8日	ブルド、カラコルム	7～8月
	モンゴル大自然	観光	8日	ウランバートル、南ゴビ、ブルド、カラコルム	"
	モンゴルと北京	観光	10日	" (北京経由)	"
	気ままな旅	フリー	フリー	フリー	"

(2) 課題

1) 自然環境の持続的利用

モンゴルの観光は、自然との共生や遊牧とのよりよい関係から成り立っている。今後とも持続的に観光を発展させていくためには幅広い自然環境保全対策を講じていかなければならない。

現在、自然保護地域以外の自地地域に対しては、観光開発に対して一定の指導はあるものの、環境保全対策は講じられておらず、今後、脆弱なモンゴルの自然環境を保護し、また、広い国土の自然を適切に利用していくためには、自然環境保全に必要な各種データを収集・整理し、総合的な分析・評価を行いながら、適地適利用の視点に立った基本的な保全対策を講じる必要がある。

2) 自然保護区における保護と利用の計画等の樹立

政府は、自然保護区を基盤にしてエコツーリズムを推進する意向であるが、そのためには自然保護区の自然環境を保全しつつ、自然の質に応じた開発や利用を確立する必要がある。保護と利用のゾーニング、行為の制限、利用のためのプログラム、インタープリテーション、必要な施設の整備、ガイド等の人材養成等の計画の樹立が大切である。

また、地方の国民の生活向上に資するためには、地域住民と共同で具体的なケーススタディによってプロジェクトを形成していくことが必要である。

3) ツーリストキャンプの計画及び管理・運営のためのノウハウの移転

インフラ整備の困難な地方部では、宿泊施設としてツーリストキャンプ(ゲル)が有効である。これからも、ツーリストキャンプの経営会社や旅行会社は相次ぎ設立され、全国各地で建設が進められるものと考えられる。現在、キャンプ場は計画的な配置・整備がされておらず、今後、過当競争の防止、快適な環境の確保などを図る観点からキャンプ場の立地環境、適正配置と規模等を考慮した指導が必要である。

また、快適で、自然を満喫するキャンプ体験を提供するためには、その土地の自然環境を生かした施設計画や、キャンプ生活が楽しめる管理・運営サービスが求められる。そのための人材養成やノウハウの移転が必要である。

4) 省庁間の連携体制の重要性

観光行政を推進するためには、関係する省庁との連携体制、とりわけ、インフラ開発省と自然環境省との連携が重要である。現在、相互の連絡協力体制が整えられてはいるが、現実には経済の市場化政策や民間企業の育成が優先されているため、自然環境保全に立脚した観光施策の展開ができなくなっている。特に、エコツーリズムの推進は、自然保護区の自然環境に重大な影響を及ぼすと考えられるため、自然環境省で

検討されている。なお、エコツーリズムの検討は自然環境省の担当官が退職して不在のため中断している。

2-2 文化遺産と観光

(1) 一般的状況

一般に、文化や文明は、土地に対して集積的に投資することによって成立すると考えられがちである。たとえば英語では明らかに、文化 (culture) は農耕という概念から、文明 (civilization) は都市という概念から成り立っている。一方、遊牧という生活様式は、土地に集積的に投資することがほとんどなかった。そのため、これまで遅れた文化であると見なされてきた。しかし、環境というキーワードによって人類の行方を見つめ直す必要がある今日、乾燥帯にうまく適応して展開してきた遊牧は、新たに文明的な意義を持つに至っている。

人をこばむがごとき大自然ではなく、人が自然のなかに暮らす姿は、21世紀の思想的潮流のなかでますます評価を増すであろう。

1) 文化景観としての遊牧

高原で家畜との共生を実現している遊牧は、文化景観として魅力的である。モンゴルにとって一般の文化財であり、観光資源でもある。もともと同様な自然環境にあった周辺国（ブリヤート、トバ、内蒙古）では、既に定着化、農耕化、都市化などが進んでいるため、牧民たちの季節的移動が維持されているモンゴルは、世界に比類のない文化景観を有しているといっても過言ではない。

文化景観としての遊牧を観光資源として生かすためには、以下のような課題を抱えている。

a) 自文化理解のための場の設定（国際遊牧センターの設立）

外国人への紹介を果たすのは一般に同行する通訳者であるが、彼らは通常、外国語を習得した都会人である。馬に乗ったこともないという者さえ多い。すなわち、言語の媒介はできるけれども、文化の媒介は難しい。ましてや、偏見にまみれた遊牧文化を正確に伝えたり、その文明的意義を主張することはできない。

観光には、自文化に誇りを持ちながら他人に提示するための「自文化理解」と「演出」が必要である。これを可能にするセンターがあれば、単なるインストラクター養成所にとどまらず、国際的にモンゴル文化の意義を語るという発信機能を担えるであろう。

なお、日本の支援は、観光局を5人体制からたとえば7人体制にするといった、当面の、安直かつ小手先の手法ではなく、長期的で戦略的で本質的なものが良いと

思われる。

b) 遊牧の観光産業化（畜産物の活用）

遊牧が観光資源であるにもかかわらず、ホテルで投宿中に供される朝食のチーズやバター類はいずれも外国製である。外貨を獲得するための観光において、明らかに不要なまでに外貨を支出している。乳製品や肉製品、毛皮製品、皮革製品などいわゆる畜産物についてあらゆる角度から産業化し、観光資源として活用しなければ、システムとして遊牧を観光化したことにならないであろう。

草原で生じる畜産物の商品を進めることは、モンゴルにおいて圧倒的に不足している都市世界と草原世界との産業的・文化的パイプ、意味的連関を確立することにもなり、観光立国への堅実な道となるにちがいない。

c) 環境問題への配慮－「持続的観光」の実現（クリーンエネルギー・キャンプ）

モンゴルの脆弱な自然環境は、これまで人口が少ないことで何とか守られてきたという一面を持っている。今後は、観光客の増加に伴って容易に破壊されるのではないかと危ぶまれる。幅広く環境に配慮した対策を講じることによって、サステイナブル・ツーリズム（持続的観光）を創造しなければならない。

既に、ツアー客に対して「地球に優しい石炭」をあらかじめ配布するというプログラムを実施している旅行団体もある。更に重要なのは、エネルギー問題であろう。太陽と風という現地に豊富な資源を積極的に活用し、クリーンなエネルギーから成るツーリストキャンプを設営することは、観光と環境の共生をうたう思想を象徴することができるからである。また、せっかく草原までやってきても一日中発電機の音がやかましいキャンプ場では興ざめも甚だしい。

d) ふれあいの場の設定（ホスピタリティの演出）

一般に遊牧民のテントを訪れると、咳の乾きをいやすために乳茶や馬乳酒が提供されるものである。ところが、観光客がツーリストキャンプを訪問しても、こうしたふれあいを味わうことはまれである。キャンプ場周辺では拝金主義さえ横行しており、何分何ドルというスタイルで馬を曳いてくる遊牧民とばかり出会うことになる。

ツーリストキャンプにおいて、暖かいもてなしを受けてふれあいできたという印象を与えさせる演出が必要であろう。遊牧を擬似的に体験する工夫はまだ不足している。

2) 無形文化財としての舞台芸術

モンゴルのような遊牧世界は、一般に物質文化という面では貧弱であるといわざるをえない。農耕世界に比べて道具は多様に発達していないし、素材も限られている。

しかし、目に見えない文化については様々な展開を遂げている。人口に対する詩集の発行部数は極めて高く、民間における口承文化の伝統は今も生き続けている。観光資源として、民族音楽などを含む口承文芸の伝統が無形文化財として注目される。

舞台芸術を観光資源として活用していくためには、以下のような問題点がある。

a) ハード面

一流は海外での演奏公演のために、しばしば国外に流出している。現地へ赴いても二流しか味わえないことになる。また、一流は国立に所属する公務員であるために給与が低いのに対して、二流は自営業で高い。つまり、二流をリーズナブルな価格で提供するという実態がないに等しい。これは、手頃な施設に欠けるというハードの問題でもある。

施設の創設にはもちろん、運営方法といったノウハウの伝授も必要であろう。

b) ソフト面

口承文芸に関連する幅広いパフォーマンスのうち、舞台芸術として商品化されているものはごく一部にすぎない。英雄叙事詩など、観光用に開発しうるジャンルも未開拓のままである。また、オペラも観光客を相手にする場合なら、シェークスピアよりもモンゴル小説を題材にすることが望まれる。商品化の努力が必要であろう。

現在のところ、観光客にとって全く選択肢はない。ホテルのレストランでパフォーマンスがあり、その情報が広く行き渡り、観光客が選択し、したがってホテルが競争するという状態が望まれる。

3) 歴史的遺跡・遺物

遊牧民の遺跡や遺物の多くは、広大な国土に野ざらしのまま点在している。このため、保存が非常に難しく、盗難を防ぐことさえ容易ではない。観光資源化することも同様に難しい状況にある。そこで、遺跡や遺物が比較的集中している地点でのモデル開発が重要になるであろう。

また、モンゴル民族の発展期は13世紀であり、それ以前の遺跡・遺物については民族主義を越えた立場での保存を念頭に置きながら、観光資源化していくことになる。

歴史的遺跡や遺物を観光資源として生かすためには、以下のような方法が考えられる。

a) 保存観光のノウハウの確立

保存をしながら観光開発するという意味で、遺跡や遺物についてもサステイナブルという概念が重要になってくる。保存しながら快適な観光を実現していくという思想は、単に講義によって伝授できるものではない。また、すべての遺跡について観光化のプログラムを立てることもできない。そこで、モンゴル側の意欲を的確に把握し、ふさわしい事例を選択し、具体的なケーススタディによって、共同でチー

ムをつくり、実現までのプロセスを共有するというシステムを確立する。

b) 人材育成プログラムの確立

保存観光の手法は、日本でもまだ十二分に確立されているとはいいがたい。ましてや、自然環境の大いに異なるモンゴルでの方法は、これから考案されていくべきものである。技術の優れた日本からモンゴルへの伝授という、一方的な知の流れを想定することは危険であろう。

上述のようなケーススタディごとの当事者を越えて、核となる組織を対象にして、核となる人材を複数育てていくためのプログラムをつくる。その際、日本側としては、JICAにとどまらずに各国際機関や支援機関を効果的に統合していくことが必要となろう。

4) 文化紹介の拠点となる博物館

社会主義時代には、公共教育の基盤として博物館が全国に整備された。そのため現在でも、人口当たりの博物館数は非常に多いという特徴が見受けられる。しかし、そのほとんどは観光施設として機能していない。現地における教育機関という意味そのものも希薄になっている。

2-3 観光インフラ

観光開発に関して、モンゴルはインフラ全般的に未発達、未整備なものが多く、モンゴル最大の観光資源と思われる自然保護かインフラ整備かの判断を迫られるケースに、本格調査では多々遭遇することになると思われる。

優先されるべきは旅行者の安全であるとの視点から、少なくとも安全確保に必要と思われるインフラ整備は、なされなければならないと考える。

- ①航空機の老朽化による乗客の危険が指摘されながらも、なかなか改善されない事情の分析調査と改善提言。
- ②地方空港の滑走路はほとんどが砂利/土であるため、夏期の雨によるぬかるみや地盤軟化によって使用できなくなることが多い。今回の調査では地方空港の調査は十分にできなかったが、安全に使用されるための滑走路の舗装など、最低限どこまで整備するかを議論を煮詰める。
- ③道路のないところを走る快感は、大きな魅力である。しかしモンゴルの場合は、その面積が膨大なため、方角を失ったり車に何らかの問題が起きれば、それが命の危険につながりかねない。またオフロードの走行は環境破壊にもつながる。自然環境と安全と旅行の快適さとのバランスを、どこでどう取るかの議論検討。
- ④モデル地区の南ゴビまでの道路舗装、及びハラホリン-南ゴビ間の道路整備の F/S を行う

ことについて考慮検討。

- ⑤鉄道には社会主義時代の豪華コンパートメントが残されているが、十分に利用されていない。単なる足としての鉄道だけではなく、列車に乗ることが観光旅行の楽しみとなるツアー・プログラムの開発検討。
- ⑥見渡す限りの広い草原に延々と電信柱が立って電線が引かれているのは景観をだいなしにしている。数十キロ、数百キロ離れたツーリストキャンプに延々と電信柱を立てて電力を引くのは、経済的に負担でもある。また、シーンと静まりかえっているはずのツーリストキャンプでブーンと鳴り続けるディーゼル発電機の音に悩まされるのはかなわない。太陽光発電や風力発電やハイブリッド電力の可能性を、是非検討してほしい。
- ⑦僻地を旅行する者の安全に、通信手段は必須なものといえる。通信衛星と太陽光発電を利用した携帯電話の普及方法の検討。
- ⑧観光客の増加による増大した汚水、及び廃棄物の浸透水による地下水汚染のおそれがどの程度あるのか要検討。
- ⑨ツーリストキャンプのロケーションがすばらしい分だけ、その施設計画レイアウトの未熟さがめだっている。モデルツーリストキャンプの施設配置の提案。ただし、恒久的建物ではなく、草原の民にふさわしくいつでも取り払って片づけられるという原則を守ること。
- ⑩社会主義の名残りか、ホテルなどのサービスの質が低い。観光にとってサービスがいかに重要であるか、教える人たちを育成することが必要であろう。

2-4 観光行政

2-4-1 観光行政機関

モンゴルの観光行政機関については、社会主義時代においては、国営旅行社が観光客受入れと観光政策立案を行っていたが、その後、通産省観光課を経て、1996年の改正後、インフラ開発省にある観光局が所掌している。観光局の主要業務としては、主に観光関連計画の策定及び実施、旅行業者、ツーリストキャンプ等の登録業務、観光関連法案の整備などである。

また、観光関連分野の所掌としては、文部省、自然環境省がある。

行政機関ではないが、モンゴル観光協会（MATO）があり、観光政策及び法律の立案に関する協力、観光局の業務への支援・協力といった活動を行っている。

なお、インフラ開発省の組織については、図2-2に掲げるとおりである。また、他省庁にかかる観光関係の所掌内容については、下記のとおりとなっている。

- ・文部省：文化財・遺跡保護、博物館等の運営
- ・自然環境省：自然保護、環境保全
- ・厚生社会省：保養所等

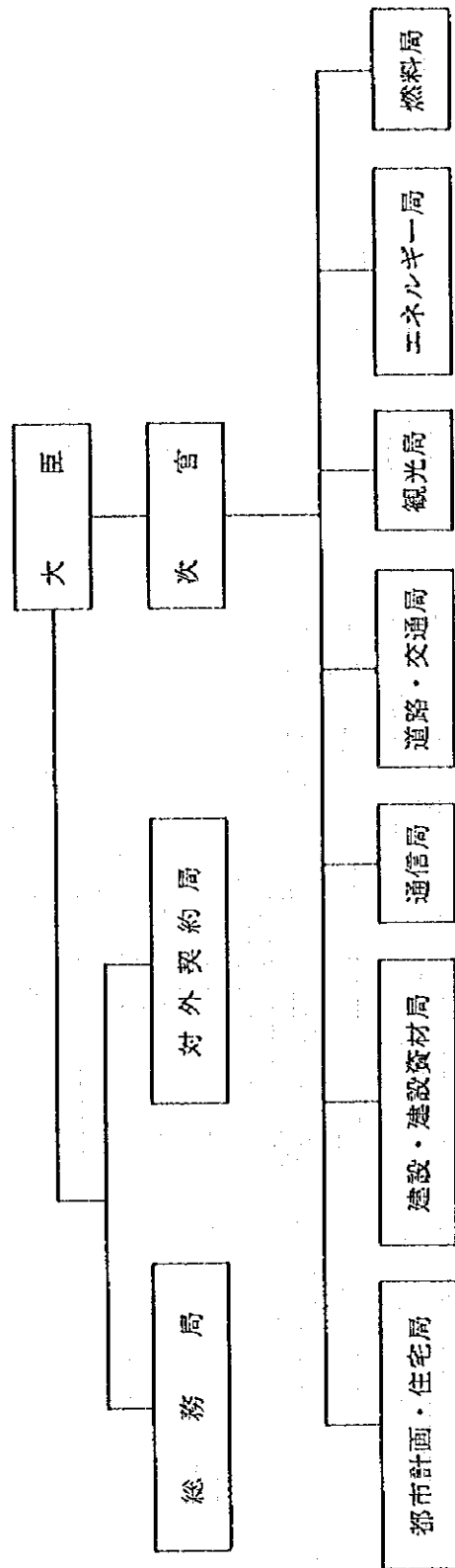


図 2-2 モンゴル国インフラ開発省組織図

2-4-2 観光政策

モンゴルの観光政策は、従来は社会主義体制のなかで、国営旅行社が策定し、実施してきたが、具体的な観光開発計画等の策定はなかったようである。

民主化後は、ロシアとの関係が輸出入にも影響を与え、経済状況が悪化してきた。そのため、政府としては、観光を経済の独立分野の一つとして位置づけて、外貨獲得のための重要な手段である観光産業について見直してきた。

このための観光開発をどうしていくか、長期計画の必要性と市場経済における観光のあり方等について検討する必要性を認識している。

(1) 観光開発計画

最初の国家レベルでの計画は、1993年に豊かな自然、遊牧文化、歴史文化、考古学的遺跡等を手がかりとした観光産業の開発、国民の健康増進の観点から、温泉を利用した療養所の整備、国民の疲労・体力回復のため、保養所の拡大、保養施設の適切なネットワーク作成といった3つの分野からなるモンゴル国保養療養・旅行・観光開発総合計画が策定された。その後、観光行政が通産省に移行した1995年9月11日に、観光は目に見えない輸出品であり、国家経済及び国家収入源として重要な要素であるとともに、社会・経済及び文化面において国家間の協調を促進する重要なものである」との認識の下、観光開発を行うための「モンゴル国における外国人用観光開発を行うための対策について」の政府決定第167号（資料編参照）が策定された。

これは、1995年から2005年の期間における観光開発のための基本ガイドラインと、1995年から1996年までの実施計画から成っている。

この短期実施計画は、担当の省庁が決められており、それぞれの担当省庁において、約70%の計画事項について実施済み又は作業中である。

インフラ開発省観光局は、この政府決定に基づき、観光開発計画を策定することとしているが、「政府決定を変更せずに計画を策定するものではない」とのことである。

また、観光開発計画策定にあたり、議会で審議中の全国経済開発計画-2010年目標-との整合性を取ることをしている。

(2) 資金調達、投資関係

インフラ開発省観光局においては、観光関係の予算は、職員の人件費以外はなく、また、現在の外国からの支援については、TACISと今回の日本の観光総合開発計画の協力だけである。

また、国際金融公社（IFC）から民間プロジェクト計画作成のためのセミナー開催の援助を受けたが、民間企業がプロジェクトを実施するようなものに成長していないため、

政府としても、民間企業のために無償援助やトラストファンドの援助が受けられるようにしたいと考えている。

なお、投資に関する規制等については、外国投資法に規定があるが、外資 100%の投資が認められている。第 1 次産業、第 2 次産業については、免税優遇措置等があるが、サービス業等の第 3 次産業については、現在は優遇措置は講じられていない。

今後、観光開発等について外資 100%の投資がモンゴルにとって適当か否かは、現在、調査中とのことである。

(3) 今後の課題

現在、観光局において作成されようとしている観光開発計画の他に、日本が行う本格調査、EU の TACIS プロジェクトの調査とあるが、それぞれ、観光開発計画を策定するものであるので、モンゴル側の政策との調整、それぞれの調査についての連絡・調整が重要な課題と思われる。

また、観光行政機関の組織強化について、モンゴル側はその必要性を強く認識しており、EU の TACIS プロジェクトの調査においても組織強化が項目として入っている。

政府で現在考えられている組織強化の具体策は、政策策定部門と政策実施部門を区別し、政策策定については観光局が行い、実行については、エージェンシーを作り、それで担当させるというものである。

エージェンシーについては、完全に国の機関とするか、半民間にするか決まっていない。この組織強化についても、観光開発計画の実施にあたって、関係してくるものと思われるため、何らかの形で関係していく必要がある。

観光局が、現在持っている問題意識、課題は、観光局のすべてに問題があり、そのため、早く組織強化を図り、しっかりした観光計画に基づいた、開発や人材育成、インフラ整備等を進めていく必要があるというものである。

この認識を踏まえて、どのような方向性で観光開発を進めていきたいのか、また、観光をどのように産業として位置づけて発展させていくのか、確認することが必要と思われる。

2-4-3 観光振興・宣伝

(1) 観光振興

観光局においては、特に観光振興のための施策はもっておらず、活動も特に行っていない。

MATO についても、パンフレット等の資料がないため詳細な活動内容が把握できな

かったが、実際の活動規模も大きくないと思われるため、内容も不明ながら、実効もあまりないと思われる。

観光振興のためには、MATO の役割を政府に十分認識させたい。観光政策にどのように関係し、その活動を行うことにより、会員の観光産業がどのように発展し、観光振興が図られるかを指導することも重要なが、そのための政府の支援も併せて考える必要がある。

また、観光振興のためには、人材の育成も必要であるが、それについての観光局の認識は、国にとって観光分野をどの程度発展させる必要があるか見極めてから人材の育成を行う必要がある。人材育成にあたっては文部省と一緒に進める必要があると考えており、大学等のカリキュラムの指導や人材育成のプログラムを検討している。

大学での人材育成の現状としては、

- ・モンゴル国立大学（自然科学部地理学科）
- ・モンゴル技術大学（ホテル経営・レストラン調理師養成クラス）
- ・商業生産大学（ホテル・レストラン経営クラス）
- ・観光大学（ホテル・レストラン経営クラス）

などがあるが、いずれについてもカリキュラムがしっかりできていない。サービス及びホスピタリティーに対する知識が足りない等の問題がある。

(2) 観光宣伝

観光宣伝を行っているのは、実質、個々の旅行会社等であり、特に、日本においては、若干の日本の旅行会社が営業目的で誘致活動を行っている外は、在日モンゴル大使館が観光のガイドブックを作成しているのみである。

モンゴルの外客誘致最大の市場である日本に対するモンゴル政府の積極的な宣伝活動は、全くみられないため、民間に依存するのではなく、政府としてもモンゴルの観光ディステイネーションとしてのイメージづくりを行うとともに官民一体となったプロモーション活動やそれを実施する機関の整備が必要である。

2-4-4 観光開発にかかる規制及びインセンティブ

(1) 自然環境保全関係法令

観光開発及び観光に関する活動に係る自然環境保全法令は次のとおりである。

1) 環境保護法 (Law on Environmental Protecion) 1995 年

土壌、地下資源、水資源、植物、動物、大気等の保護義務、保護方法、関係省庁や地方自治体の義務、一般市民、民間企業等の義務、自然環境資源の価値・評価・情報

の蓄積と整備等について規定

2) 特別保護地域法 (Law on Special Protected Area) 1995 年

保護地区の設定、関係行政機関の権限と義務、土地利用と調査・研究等について規定 (特別保護地区、自然公園、自然保護地域、史跡の4地域を指定して保護)

3) 狩猟法 (Law on Hunting) 1995 年

狩猟と捕獲の禁止、禁止期間の設定、繁殖能力と生態学的重要性に基づく分類規定、保護義務等について規定

4) 野生植物法 (Law on Natural Plants) 1995 年

森林と商用植物以外の植物に関する分布量と生育能力に基づく分類規定、保護、利用について規定

5) 森林法 (Law on Forests) 1995 年

森林の所有と利用、ゾーニング、調査・研究、保護方法等について規定

6) 土地法 (Law on Land) 1995 年

土地利用区分、関係行政機関の権限と義務、土地利用者の権限と義務、土地の評価、土地利用に関する契約、土地の保全等について規定

7) 水資源法 (Law on Water) 1995 年

水質保全に関する管理体制、保全方法、データベースの構築等について規定 (保全地域、衛生地域、コミュニティ保全地域の3地域を指定して水質保全を図っている)

8) 大気法 (Law on Air) 1994 年

大気保全に関する管理体制、関係行政機関の権限と義務、保全方法等について規定

9) 狩猟保護区の利用料及び狩猟・罟の認可料金の法律 (Law on Hunting Reserve Use Payments, and on Hunting and Trapping Authorization Fees) 1995 年

狩猟保護区の立入りに要する費用及び動物、鳥、魚を狩猟や罟で捕獲するための認可料等について規定

(2) 自然保護区

1) 自然保護区設定の状況

モンゴルの自然環境、動植物の保護に関しては非常に古い歴史があり、ボグドハーン山が12~13世紀以来神聖な山として保護されてきた。今日のような自然保護区が設定されるようになったのは1778年からで、現在では合計38か所、総面積17,095ヘクタールの地域が設定されている。また、現在においても、国の自然環境保全を図ることやエコツーリズムを推進するため、WWFやドイツの協力を得て、自然保護区の新

規設定や拡張が進められている。

自然保護区は、特別保護地域法に基づき設定され、特別保護地域、自然公園、自然保護地域、史跡の4種類の保護区がある（表2-5、図2-3）。

特別保護地域法に基づき、自然保護区の概要を整理すると、次のとおりである。

表2-5 モンゴルの自然保護区

種類	番号	地 区 名	面積(千ha)	設定
特 別 保 護 地 区	1	GREAT GOBI A&B グレイトゴビA地区B地区	5,311.7	1975
	2	KHOKH SERKHI フフ セルフ	65.9	1977
	3	BOGDKHAAN UUL ボクトハーン山	41.6	1974
	4	KHASAGT KHAIRKHAN ハサグト ハイルハーン	27.4	1965
	5	KHAN KHENTI ハーン ヘンティ	1,227.1	1992
	6	NOMGROG ヌムログ	311.2	1992
	7	EASTERN STEPPE 東ステップ	570.4	1992
	8	MNGOL DADUUR モンゴルダグール	103.0	1992
	9	OTGON TENGER オトゴン チンゲル	95.5	1992
	10	UVS LAKE BASIN オブス湖盆地	712.5	1993
	11	LITTLE GOBI 小ゴビ	1,839.1	1996
	12	HOREDAL-SAREDAG ホレダルサレダグ	220.0	1997
			10,525.4	
国 立 公 園	13	KHOVSGOL NUUR フブスグル湖	838.1	1992
	14	KHORGOSAGAAN NUUR ホルゴ ツアガーン湖	73.0	1965
	15	GOBI GURVANSAIKHAN ゴビ ゴルバンサイハン	2,171.7	1993
	16	GORKHI-TERELJ ゴルヒ テレルジ	293.2	1993
	17	ALTAI TAVAN BOGD アルタイ タバン ボグド	636.2	1996
	18	KHANGAI NURUU ハンガイ山脈	888.5	1996
	19	KHAR-US NUUR ハルーオス湖	480.0	1997
			5,380.7	
自 然 保 護 地 域	20	NAGALKHAAN UUL ナガルハーン山	3.0	1957
	21	BATKHAAN UUL バトハーン山	21.8	1957
	22	LKHACHINVANDAD UUL ラチンバングッド山	58.8	1965
	23	BULGAN GOL ボルガン川	7.6	1965
	24	KHUSTAIN NURUU ホスタイン山脈	49.9	1993
	25	UGTAM UUL オグタム山	46.2	1993
	26	SHARGA(A)-MANKHAN(B) シャルガ(A)マンハーン(B)	390.0	1993
	27	ZAGIIN US ザギーン オス	273.6	1996
	28	ALAG KHAIRKHAN UUL アラグ ハイルハーン山	36.4	1996
	29	BURKHAN BUUDAI UUL ボルクハーン山	62.1	1996
	30	ERGELIIN ZOO エルグリーン ヌー	60.9	1996
	31	IKH NART イヒ ナルト	43.7	1996
	32	HOGNOKHAAN UUL ホグノハーン山	70.0	1997
			1,114.0	
史 跡	33	BULGAN UUL ブルガン山	1.8	1965
	34	RANTOGOO-TULGA UUL オラントゴートルガ山	1.6	1965
	35	EEJ KHAIRKHAN UUL エージ ハイルハン山	22.5	1992
	36	KHUISIIN NAIMAN NUUR フイシーン ナイマン湖	11.5	1992
	37	GANGA NUUR ガンガ湖	32.9	1993
	38	SYIKENT UUL シエント山	4.8	1996
			75.1	
合計	38		1,7095.2	

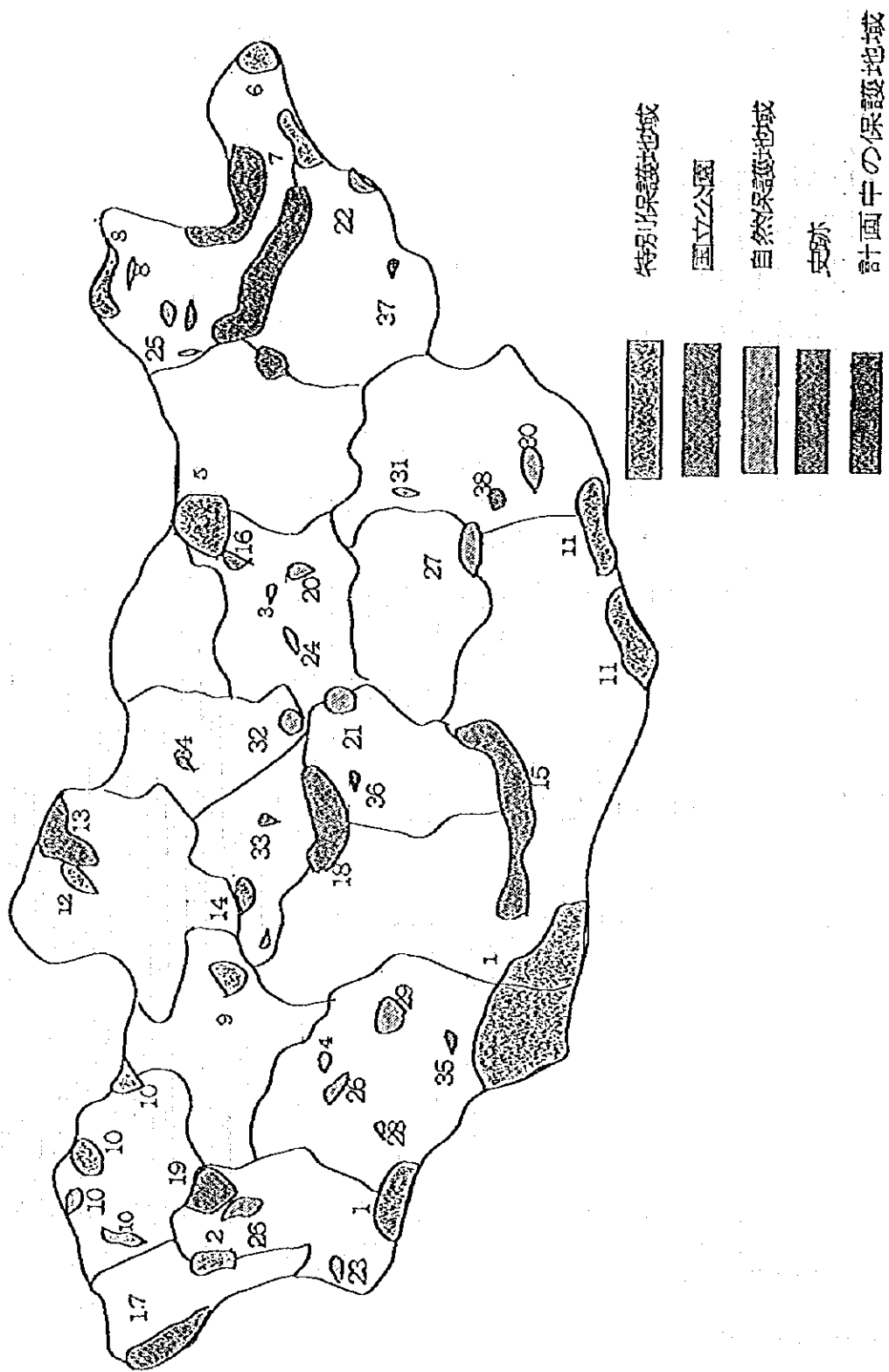


図2-3 モンゴルの自然保護地区

・特別保護地域

箇所数 12 か所
総面積 10,525.4 ヘクタール
設置の目的 自然特性の保護と環境的バランスの維持を図る

・自然公園

箇所数 7 か所
総面積 5,380.7 ヘクタール
設置の目的 自然特性の保護、歴史的・文化的・教育学的・生態学的重要性の観点から設置する

・自然保護地域

箇所数 13 か所
総面積 1,114.0 ヘクタール
設置の目的 次の4つに細分される
生態学的保護地域 : 土地の原形状態・特性の維持
生物学的保護地域 : 希少種と危惧種の保護
古生物保護地域 : 稀少価値の高い化石の保護
地学的保護地域 : 地学的に特異な地域の維持

・史跡

箇所数 6 か所
総面積 75.1 ヘクタール
設置の目的 次の2つに細分される
自然史跡 : 特異な地形、峡谷、溪谷、洞窟、オアシスなどの保護
歴史的・文化的史跡 : 遺跡、墓地、古代壁画等の保護

2) 自然保護区内の開発・活動

自然保護区内の開発・活動については、保護・保全を図るための制限が規定されている。制限の内容については、特別保護区及び自然公園ではゾーニングにより区分されているが、自然保護地域及び史跡ではゾーニングはされていない。

なお、自然保護区内で行われる観光開発については環境アセスメントを実施しなければならないことになっている。

また、自然保護区内における観光開発及び観光に関する活動の取り扱いを規定する自然環境大臣命令（第43号）が1996年に施行されている。

自然保護区の制限の概要は次のとおりとなっている。

・特別保護地域

原始帯 Pristin Zone

科学研究及び自然環境保全を目的とした活動のみ許可される

保護帯 Conservation Zone

研究活動、自然環境保全活動、動植物生息地の修復、自然災害による影響の除去を目的とした活動のみ許可される

制限帯 Limited Use Zone

観光に関する活動は許可される

・自然公園

特別帯 Special Zone

研究活動、自然環境保全活動、動植物の生息地の修復、自然災害による影響の除去を目的とした活動のみ許可

観光帯 Travel and Tourism Zone

観光に関する活動は許可される

制限帯 Limited Zone

観光開発、観光に関する活動は許可される

・自然保護地域

観光開発、観光に関する活動は許可される

・史跡

具体的に制限される活動は規定されていない

2-4-5 観光関連インフラ

(1) 空港・航空

モンゴルの航空はインフラ開発省の旅客航空輸送指導局の管轄にあり、日常の運行業務の管理は CIVIL AVIATION AUTHORITY OF MONGOLIA (航空管理局) が行っている。運行業務は国有会社モンゴル航空 (MIAT) がほぼ独占的に行っている (他に民間チャーター航空会社ハンガリット、イースタンエヤーなどがある)。モンゴルは道路の整備が遅れているため 18 県 25 空港に航空便が離着陸しているが、滑走路の舗装状況はアスファルト舗装 3 空港、コンクリート舗装 2 空港のみで他はすべて砂利/土である。したがって夏の比較的雨が多い季節は、滑走路がぬかるんで離発着できないことがある。

ウランバートル (バヤントウハ空港) が唯一の国際空港で、モスクワ、北京、ベルリ

ン、大阪（5～10月）などから乗り入れられている。ウランバートル空港施設の改善は、ドイツ/イギリス合弁企業や公共投資などにより滑走路の延長整備、ターミナルビルの改修、及び航空管制施設、設備の改善整備が除々に行われてきている。現在滑走路のアスファルト舗装は、3,100メートル×60メートルである。しかし、滑走路の南北に山があり（特に南の山が迫っている）、ジャンボ機の離発着はできない状況にある。国内25空港の概要と国内線空路はそれぞれ表2-6、図2-4のとおりである。

MIATの保有機種は、

B-727	3機
A-24	12機
A-26	3機
A-30	1機
Y-12（中国製）	4機
ヘリコプター	7機で、国内22空港に定期便を運行している

国際線は下記の空港に乗り入れている

1. 大阪（5～10月）
2. ソウル
3. 北京
4. フフホト（内モンゴル）
5. ホジリスク（シベリア）
6. ベルリン（モスクワ経由）
7. イスタンプール（モスクワ経由）
8. モスクワ
9. イルクーツク

表2-6 モンゴル空港一覽表

県	空港	滑走路(m)	舗装	空港施設及び市街地からの距離 (UB以外は2km~5km以内の距離にある)
1 中央(トクブ)県	ウランバートル	3,100×60	アスファルト	国際空港(国内空港併設)としての設備あり、ジャンボ機は不可。市内より14km。
2* ドルノゴビ県	サインシヤンド	2,800×32	RC	管制塔(通信機)、50人待合室、チケット売場、荷物運送用トラック、ガソリン
3 ヘンタイー県	ダダル	1,300×40	砂利	車、充電装置がすべて国内空港に設置、配備されている。いずれも市街地より2.5km
4 同	ピンデル	1,300×40	砂利	以内の距離にある。
5* 同	ウンドゥルハーン	2,000×50	砂利	
6 スフバタル県	ハローンオルト	1,800×50	砂利	
7 ドルノグド県	チャイバルサン	3,000×40	RC	
8 ドシドゴビ県	マンタルゴビ	3,700×50	砂利	
9 ウムスゴビ県	ダランザドガド	1,800×50	砂/土	
10 ウブルハンガイ県	ホジルト	2,200×60	砂利/土	夏のみ
11 同	ハラホリン	1,800×50	砂利/土	夏のみ
12* 同	アルバイヘール	2,000×50	砂利	
13 バヤンホンゴル県	バヤンホンゴル	2,800×35	アスファルト	
14 アルハンガイ県	ツェツェルレク	1,600×30	砂利/土	
15 ボルガン県	ボルガン	1,900×60	砂利/土	
16 同	テシダ	1,000×50	砂利/土	
17 フブスグル県	ムルン	2,600×35	アスファルト	
18 ゴビアルタイ県	アルタイ	2,000×50	砂/土	
19 ザブハン県	オリヤスタイ	2,300×50	砂/土	
20 同	トソンツェルケン	2,400×50	砂利	
21 ホブド県	ホブド	2,850×35	アスファルト	
22 同	ホブドボルガン	1,800×40	砂利	
23 バヤウルギー県	ウルギー	2,700×50	砂利	カザフスタンからも乗り入れている。
24 オブス県	オランゴム	1,900×40	砂利	
25 エルデネト県	エルデネト	1,800×60	砂利	

情報源：CIVIL AVIATION AUTHORITY OF MONGOLIA *注：2、5、12の空港にはMIATの定期便乗入れなし。

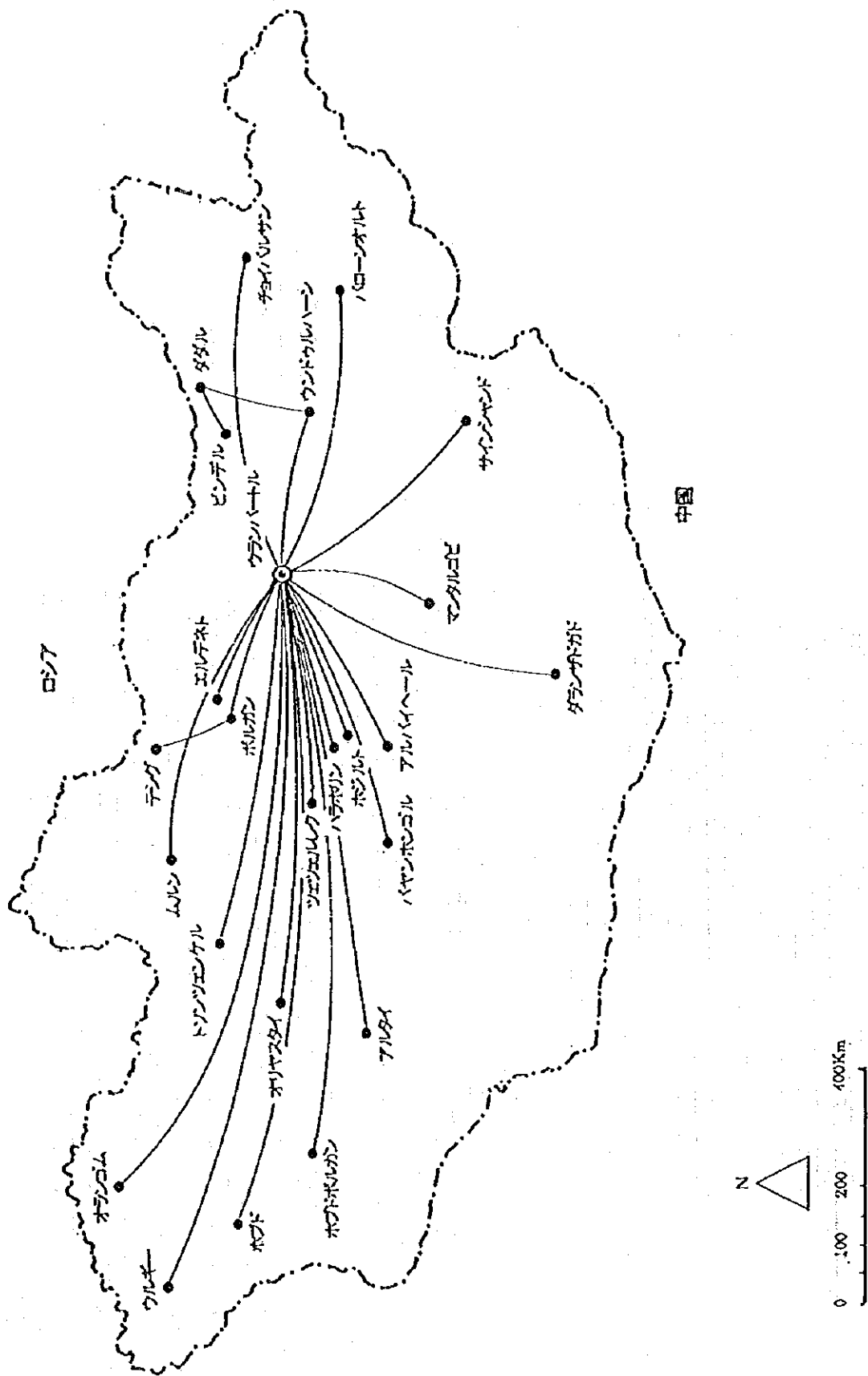


図 2-4 モンゴル国内線空路図

航空輸送旅客数は下表のとおりである。

表 2 - 7 航空旅客数

	国際線 (人)	国内線 (人)
1991	40,300	575,400
1992	70,500	268,900
1993	73,200	129,700
1994	71,200	167,000
1995	78,600	146,000

出典：STATE STATISTICAL OFFICE

1991 年以後国内便の利用客は急減しているが、社会主義体制が変わって経済情勢が変わったためと思われる。国際便の利用客は徐々に増加している。

問題としては機体が老朽化しているため安全面により、日本及びドイツから乗り入れを拒否されている。このため新機種（エアバス）の導入が検討されているようである。

(2) 道路・交通

モンゴルの国道はインフラ開発省の道路交通局の管轄であり、地方道は県からの要請によって道路局が整備の判断をする。道路整備資金は道路ファンドという予算で行っている。道路総延長は 42,000 キロメートル、そのうち 3,222 キロメートルが改良整備されたもので、1,470 キロメートルは 1996 年末時点でアスファルト又はコンクリート舗装されている (STATISTICAL YEAR BOOK)。ウランバートルより各県庁に至る道路が国道と位置づけられ、県道は県の中心から郡に至る道路とされる。国道の総延長は約 12,000 キロメートルで、県道は約 30,000 キロメートルで砂利道である。道路及び関連施設（ガソリンスタンドなど）整備は遅れており、いろいろな面（道中の安全確保や草原のオフロードの走行による環境破壊など）で観光開発に影響している。

道路交通局は公共バスサービスについて政策面を扱っており、日常のサービスは市や県が行う。都市間交通については道路交通局も参加している。国際バスは中国とロシアに向けて運行されており、中国には国境の町ザミンウドまで週 5 往復、アルデンホドまで週 1 往復を運行している。ロシア方面には定期バスは運行されていない。

現在策定中の道路計画としては、アジア開発銀行 (ADB) が 2010 年までの道路総合開発計画を策定中である。ウランバートルからロシア国境近くのスフバートルまでの道路舗装改修工事を、ADB の援助で行う計画である。また、ADB の援助でウランバートル

ルの南東マント、チョイルまでの砂利道の改修工事を計画している。世界銀行（WB）の援助ではハラホリンからツェツェルレクまでの道路舗装工事を行い、ツェツェルレクから県境までの砂利道の改修工事を行う計画である。道路網を図2-5に示す。

今回調査団の滞在中に、日本の援助による道路整備工事（ウランバートルの東80キロメートルの所バヤンダバー〜エルデネ間13.3キロメートルのロック・アスファルト舗装道路で2年越しの工事）が完成し、開通式が行われた。

(3) 鉄道

モンゴルの鉄道は国営でインフラ開発省の道路交通局の管轄である。モンゴル鉄道本部の組織は図2-6のとおりである。鉄道総延長は1,815キロメートルで、そのうち本線は1,111キロメートルで残りは支線である。軌道は広軌で1,580ミリメートルある。最近は鉄道による観光客も増えているようであるが、観光客統計は集計されていない。

国際列車としては、

- ・イルクーツク行き：毎日1本
- ・北京行き：毎週1本
- ・ニレン行き：毎週2本
- ・モスクワ行き：毎週2本

が運行されている。1991年から1996年の国内、国際線の乗客数は下表のとおりである。

表2-8 国内線主要駅利用客数

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	Total
Sukhbaatar	76,002	84,432	82,601	125,769	127,694	129,694	626,192
Darkhan	135,974	179,971	233,257	342,307	339,311	385,371	1,616,191
Erdenet	110,015	116,249	107,110	186,558	167,268	188,557	875,757
Zuunkharaa	63,354	60,904	50,503	55,590	99,869	122,168	452,388
Ulaanbaatar	1,074,771	1,106,805	960,106	1,247,668	1,340,616	1,337,240	7,067,206
Choir	27,782	25,409	19,667	25,538	28,494	38,510	165,400
Sainshand	82,503	74,218	71,683	93,032	86,342	99,217	506,995
Zamyn-uud	9,189	25,679	60,810	124,870	136,395	168,347	525,290
Total	1,579,590	1,673,667	1,585,737	2,201,332	2,325,989	2,469,104	11,835,419

出典：モンゴル鉄道

表2-9 国際線利用客数

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	Total
Russia	327,553	299,466	237,707	220,760	76,838	42,807	1,205,111
China	67,529	101,663	117,965	96,330	36,467	32,571	452,534
Total	395,082	401,109	355,672	317,099	113,305	75,378	1,657,645

出典：モンゴル鉄道

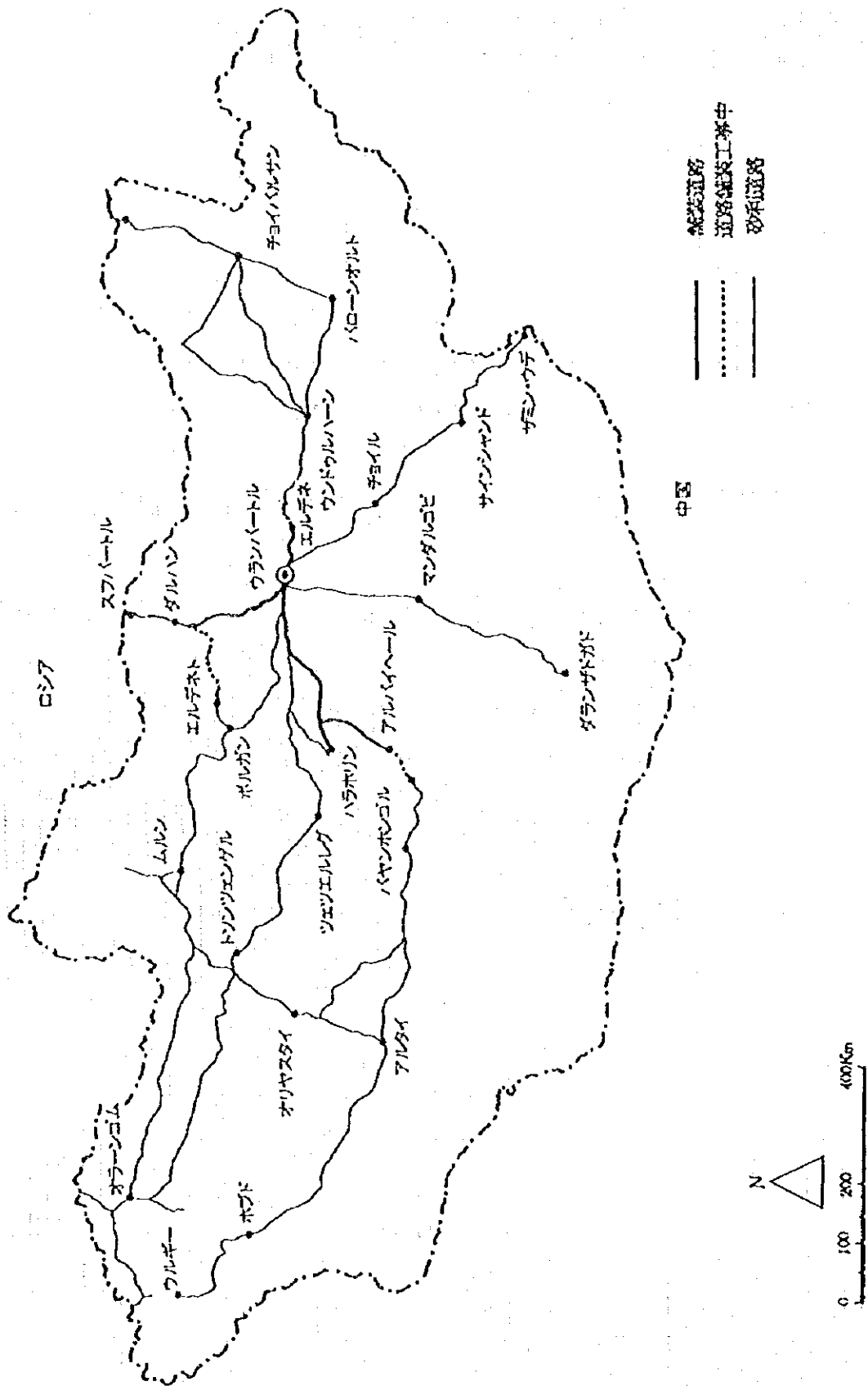


図 2-5 モンゴル道路網図

ORGANIZATION CHART OF THE MONGOLIAN RAILWAYS HEADQUARTERS

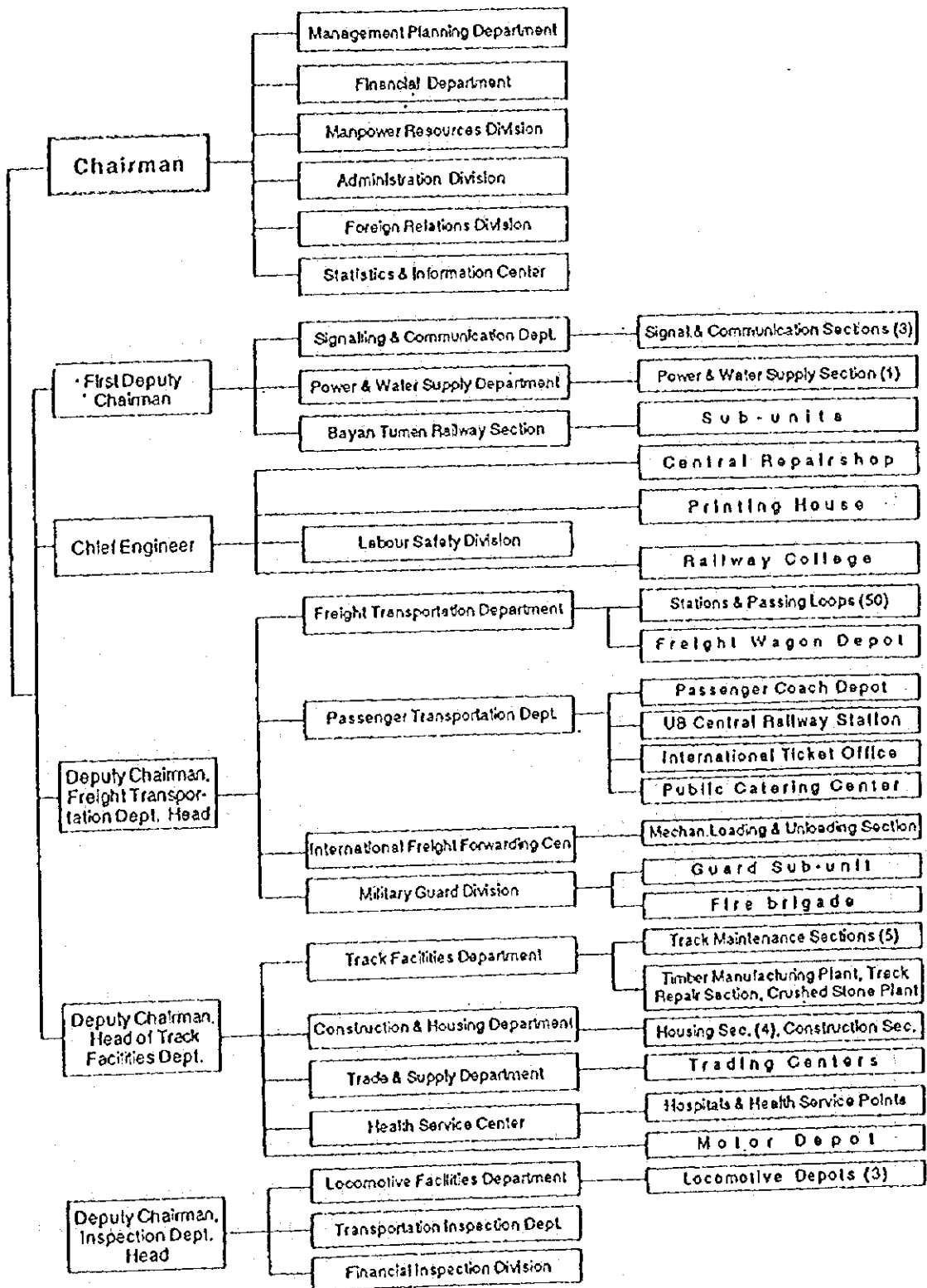


図 2 - 6 モンゴル鉄道組織図

モンゴル鉄道としても観光列車を考慮中であり、観光ルートとしてバイカル湖周辺へ行く北路線、南ゴビへ行く南路線が案として挙げられている。現在鉄道ダイヤグラムには余裕があり昼間景観の良い所などで一時停車する列車を出せるとのことであった。観光用に供する列車としては社会主義時代に特権階級が使用していた 10 人乗りシャワー付きの特別車の他、18 人乗りのリラックスコンパートメント及び 36 人乗りの一般コンパートメントがある。

モンゴル鉄道路線は図 2-7 のとおりである。

(4) 電力・エネルギー

モンゴルの電力・エネルギーはインフラ開発省のエネルギー指導局の管轄で炭坑、電力、地域暖房、給湯を管轄している。このエネルギー指導局の下にある実施エージェントがエネルギーオンソリティーとよばれ、電力の発電・供給を行っている。

1995 年における発電能力は 970 メガワットであり、発電量及び電力消費量は下表のとおりである。

表 2-10 発電量及び電力消費量 単位：100 万 kWh

	1975	1980	1985	1990	1993	1995
総発電量	848.3	1,531.1	2,843.2	3,347.3	2,703.2	2,628.7
輸入量	-	263.0	153.0	228.0	198.2	381.2
輸出量	-	-	53.0	76.0	53.8	28.6
総消費量	848.3	1,794.1	2,943.2	3,499.9	2,847.7	2,981.3
工業・建設業	331.1	838.1	1,633.5	1,803.0	1,260.0	1,105.1
運輸・通信	25.3	68.1	141.7	175.0	96.5	69.8
農業	35.4	95.6	84.9	116.0	62.0	59.4
集合住宅	147.2	325.1	327.2	349.0	320.0	486.8
その他	105.7	75.1	137.4	199.9	196.2	166.1
送変電ロス	65.0	124.9	172.5	323.0	331.0	496.1
自己消費	135.6	267.2	443.0	534.0	582.0	598.0

出典：インフラ開発省

電力部門は中部エネルギーシステム (CES)、西部エネルギーシステム (WES)、地方発電センター (PC) から成っている。CES はウランバートル、ダルハン、エルデネトの 3 都市にある 5 か所の石炭火力発電所を高電圧送電網で結んでおり、モンゴルの中央部、国土の 30%、電力供給人口の 55% をカバーしている。また総発電量の 80% (788 メガワット) を賅っている。

モンゴルの電力システムは、もともとロシアのシベリアエネルギーシステムと協同操業していたため、お互いピーク時の需要の過不足分はロシアと輸出入している。

CES の火力発電所の発電能力は次表のとおりである。

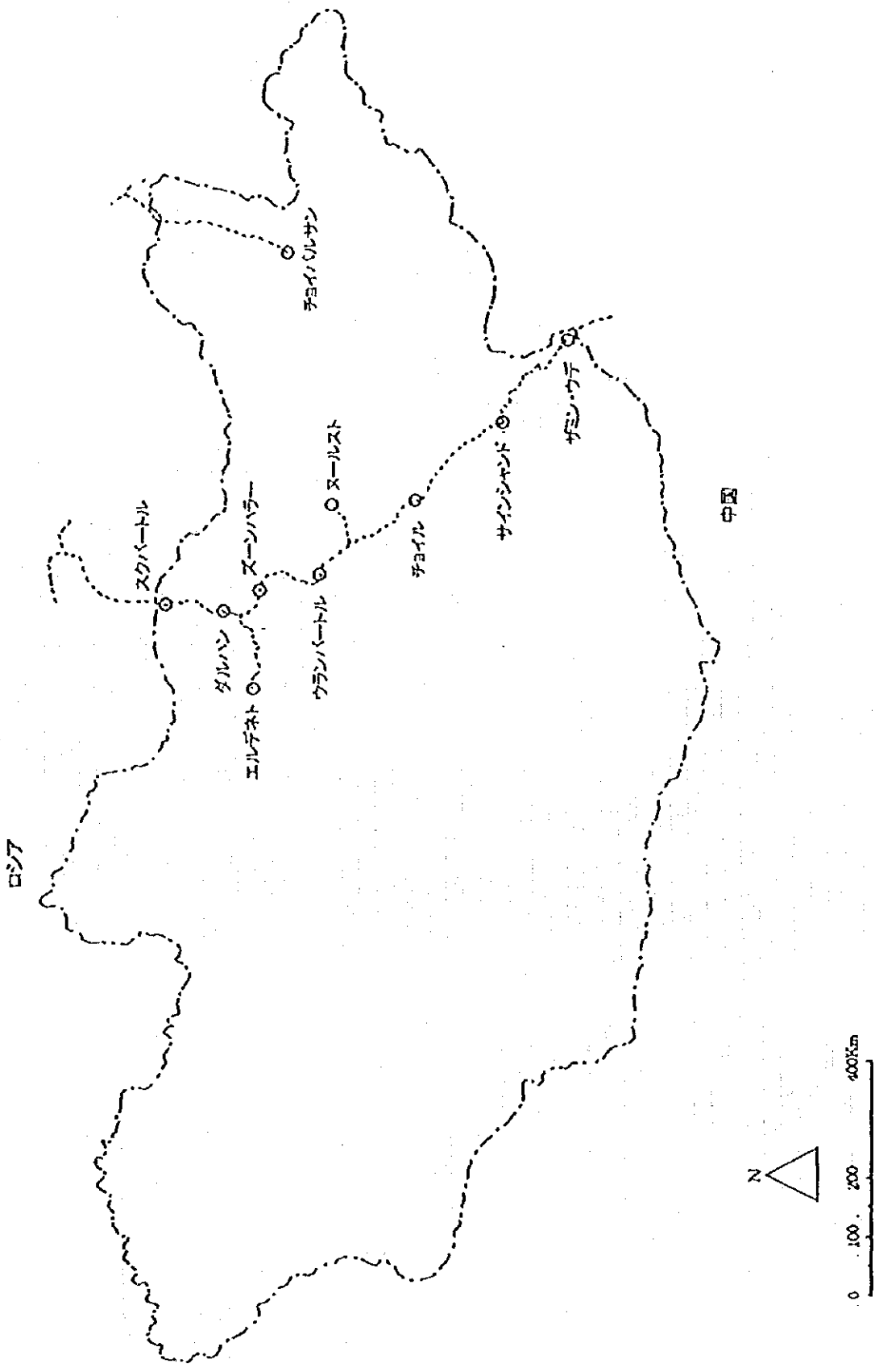


図2-7 モンゴル鉄道路線図

表 2-11 CES の火力発電能力

単位：MW

発電所		ボイラー	タービン/発電	地域暖房	工業用蒸気
ウラン パートル	TES 2	80	24	52	65
	TES 3	1,448	148	640	163
	TES 4	2,450	540	1,238	147
	小計	3,978	712	1,930	375
ダルハン		477	48	291	49
エルデネット		318	28	215	24
合計		4,773	788	2,436	448

出典：インフラ開発省

CES の送電線距離は 220 キロボルトが 1,045 キロメートル、110 キロボルトが 2,360 キロメートル、35 キロボルトが 3,100 キロメートル、6 キロボルト、10 キロボルトが 3,300 キロメートルである。

WES は 1995 年より開始し、現在ヴブス県とバヤンウルギ県に電力を供給している。この電力システムはロシアのクラスノヤルスクエネルギーシステムに結ばれている。送電線距離は 110 キロボルトが 500 キロメートル、35 キロボルトが 80 キロメートル、6 キロボルト、10 キロボルトが約 15 キロメートルである。

PC は CES 及び WES エネルギーシステムでカバーされていない 7 県の中心地域に電力を供給している。チョイバルサンは石炭火力発電であるが、他はディーゼル発電でそれぞれ単独供給でグリッド化（系統化）されていない。地方の電力供給容量は下表のとおりである。

表 2-12 地方電力供給状況（1995 年）

	発電容量 (GWII)	ピーク時 (MW)
ホブド	8.8	3.2
オリヤスタイ	11.5	0.1
アルタイ	6.0	2.6
ムルン	12.1	3.3
バヤンホンゴル	7.9	2.8
ダランザドガド	7.5	1.9
バローンオルト	6.6	2.4
チョイバルサン	67.0	13.3

出典：インフラ開発省

問題点としては、発電所の老朽化と技術の遅れによりしばしば停電がおきることと、石炭、オイルの値上がりによる発電コストの上昇が挙げられる。特に地方のディーゼル発電は急激なコストの上昇が予想される。

今後の課題としては、以下の点が考えられている。

- ・ エギンゴル水力発電所の計画を遂行すること。これによりピーク時の需要に対応しロシアからの輸入を削減する。
- ・ WES を改善するため、ドゥルグン河に 12 メガワットの水力発電所を建設し、電力供給を安定させる。
- ・ 地方の電力事業改善のため、各発電プラントを高電圧線グリッドで結び、できれば水力発電所を設ける。
- ・ エネルギー部門の組織、人員を強化する。

観光開発優先地区のハラホリン、ホジルト地域は CES の送電グリッドでカバーされている。しかし、南ゴビはダランザドガド単独のディーゼル発電で賄われている。ツーリストキャンプなど遠隔地の電力には、太陽発電や風力発電の開発の実用化の可能性は十分にあると考えられているが、開発資金が最大の障害となっている。

(5) 通信

モンゴルの通信は、1995 年に設立された、国が株式の大部分を保有するモンゴル通信会社 (MTC) がサービスを行っている。通信基盤網は国有であるが、これのリースを受けて国際電話 (通話料は世界的に高く、日本へかけた場合 6 ドル/分)、国内長距離電話、市内通話のサービスを行っている。

モンゴルの通信回線数は 103,287 本であるが、実際に使用されているのは約 85,000 回線である。1995 年以後回線数が増加したが、外部設備の整備が追いつかないでいる。回線普及率は人口 100 人当たり 3.6 本である。

モンゴルの国際電話は日本 (KDD)、ロシア、香港などの中継施設を利用して世界 130 か国と直接通話できる。

また、衛星受信基地が 3 か所あり、インテルサットとロシアのインテルスプートニクが使われている。テレビ放送、中継用のアジア地上ステーションがあり、ウランバートルで種々の衛星テレビプログラムを受信し放映している。

データコミュニケーションは 1994 年からサービスが行われているが、全国をカバーするシステムはまだなく、大学、研究機関、政府組織、銀行などがそれぞれの通信網や LAN で行っている。

携帯電話サービスは 1996 年に始まり、ウランバートル、ダルハン、エルデネットで使用

可能である。1998年までモビコム会社の独占事業となっている。

将来の課題としては、下記のものなどが考えられている。

- ・通信網 M/P の作成
- ・新技術の導入、サービスの範囲と質の拡大
- ・事業収支メカニズムの確立
- ・外国からの投資の誘導

観光に関連して今回特に指摘されたのは、道中での事故（車が動けなくなった場合など）やツーリストキャンプ及びツアー中の事故、病気の際の緊急連絡に、通信手段の確保は非常に重要であるということである。

(6) 上下水道

ウランバートルの水資源は、市の南部を流れるトーラ川の流域にある沖積帯水層から汲み上げる地下水である。市内4か所のポンプステーション（うち2か所は産業用）で地下水を汲み上げ、5か所の貯水池に貯えそこから給水を行っている。水源量は豊富であると考えられているが、給水設備が老朽化しているため、給水問題（汲上設備の能力低下、漏水、水圧不足など）がある。特に、毎年4～5月は地下水位が下がるため給水不足になりがちである。ウランバートル市域でアパート居住者の99.6%、ゲル居住者の83.4%に水道が普及しており、水道サービスを受けていない家庭は全市内で11%である。特にゲル地区の給水が問題となっており、WBはゲル地区の給水計画を水道管方式で策定している。河川水はほとんど使用されていない。

地下水は除々に汚染され、窒素分が検出されているとのことで、現在エコロジーを考慮した地下水対策基本方針が策定されつつある。

モンゴルの都市部（ウランバートル、ダルハン、エルデネット）における1人平均1日当たり水使用量は、約160リットルである。地方においては県によって異なり、最高はセレンゲ県の39.9リットルから最低はドルノゴビ県の4.4リットルである。

ウランバートル及び周辺の給水システムについて、JICAが1995年に調査を行っている。

地方の給水、特にホテルやツーリストキャンプの給水源も地下水（井戸のない所には給水車が回っている）である。30～60メートルの井戸をそれぞれ掘って貯っており、水量に不足はないとのことである。地方の市や町には、インフラ開発省の公共サービス局の出先が県や郡の支部にあり、ここが上下水、給湯、ゴミ処理を管轄している。

下水に関しては、工場及びアパートでは浄化処理をしているとのことであるが、ゲル地区では穴を掘って未処理のまま処分しているとのことである。他国の例では、観光客

が増えるに従い下水水量も増加し、それが地下水の汚染問題につながっていることもあり、モンゴルにおいても下水処理施設整備が必要になってくると容易に予測される。

(7) 廃棄物処理

モンゴルにおいては人口に対する国土面積が圧倒的に広いため、他の多くの国にみられるような廃棄物処分場の用地問題は基本的になく、焼却処理をしてゴミを減量化する必要のない状況である。現在ウランバートルでは、市街地の外の大きな窪地に埋めている。また、ハラホリンでも同様で、現在の処分場が満杯になれば他を捜すが、問題とは考えていない。従って、問題になるとすれば廃棄物処分場の浸透水による地下水の汚染であり、地下水源である沖積帯水層の汚染の原因になるおそれがないかどうか調査をする必要がある。

(8) 観光施設

1) 宿泊施設

モンゴルでの観光客の宿泊施設は、主にホテルとツーリストキャンプである。ホテルは市街地にある一般的なものであるが、ツーリストキャンプは広大な草原の中にポツンとあり、遊牧民が居住用に使用している「ゲル」とよばれる円形壁付きのテントを宿泊施設としているものがほとんどである。遊牧民の生活の一端が体験できること、冬期は取り払って景観的にまた元の草原に戻すということ、また施設の建設にホテルのように大きな投資を必要としないという利点などがある。

現在、モンゴルのホテル総数は、観光局の把握しているところ 89 軒であり、このうちウランバートルに 60 数軒が集中している。ほとんどのホテルの設備は貧弱である。MBDA (MONGOLIAN BUSINESS DEVELOPMENT AGENCY) が、ウランバートルのホテルのうち満足がいくホテルとしてリストアップしているのは 14 軒ぐらい（新築のホテルについて不明なものがある）である。

ホテルの総ベッドについては、観光局によれば 2,636 ベッドであるが、MBDA やモンゴル国保養・療養・旅行・観光開発総合計画の数字とは異っており、モンゴルにおけるこの種の統計の困難さを表している。ホテルの利用率は、観光局の把握するところでは 50% である。

最近（特に 1995 年以後）は次々と新しいホテルが建設されており、先の MBDA 推薦ホテル 14 軒のうち 12 軒までが 1992 年以後に建設されたものである。ウランバートルホテルとバヤンゴルホテルのみ社会主義時代に建設されたものである。

一方、ツーリストキャンプは全国に 35 か所で、キャパシティは 2,500 ベッドである。

利用率は適当ということである。この他、モーテル的キャンプも約4,880ベッドある。ツーリストキャンプのロケーションのすばらしさを十分に生かすようキャンプ地のレイアウトを改善する余地がある。また、ホテルの施設やサービスには社会主義時代のなごりが残っている。

1995年9月に制定された観光法には、ホテルなど宿泊施設の格付けシステムの確立をすること、また、遊牧民様式のモデルツーリストキャンプを作ることが盛り込まれ、宿泊施設の改善をめざしているのが伺われる。

2) 娯楽施設

モンゴルでは、自然そのものがレクリエーション施設の役目をしており、観光客用に特に娯楽施設というものはまだ整備されていないに等しい。

3) 旅行会社

1990年までは国営ゾルチン社が独占的に観光業を行い、ホテル、ツーリストキャンプなどを所有し、外国からの観光客を受け入れていただけでなく、観光政策も担当していた。1990年にゾルチン社は民営化され、業務は次の7つに分割された。

- ・ウランバートルホテル
- ・バヤンゴルホテル
- ・ウムヌゴビツーリストキャンプ
- ・ホジルトの保養所・ハラホリンツーリストキャンプ
- ・ウन्दルドグ、ウन्दンドブツーリストキャンプ
- ・観光畜産業（馬、牛、羊など牧畜を行い観光に供用）
- ・観光政策（インフラ開発省に移管）

旅行会社の運営が一般に開放されるや多くの旅行会社ができ、現在213社が登録されている。そのうちMATOに入っている観光会社は70社程度であり、会費を納入して実際に活動をしているのは10社程度である。MATOの活動内容は主に次のようなものである。

- ・協会メンバーへの情報提供
- ・国際博覧会への参加、観光市場への宣伝
- ・観光政策及び、法律の立案に関する協力
- ・観光局の業務への支援・協力

観光局は旅行会社の格付けを“A”“B”“サブ”の3段階で行っており、“A”は一般エージェントで外国人観光客を扱う事ができ、“B”はロシア・中国のみを対象とし、“サブ”はツーリストキャンプのみを扱っているものである。1997年3月現在、162社のうち“A”が116社、“B”が38社、“サブ”が8社である。

第3章 現地踏査地の現状と課題

3-1 ウランバートル観光地域

(1) 現状

首都ウランバートルは、モンゴルの玄関であり、主要観光地でもある。ウランバートルは、ボグドハーン、バヤンフルズ、チンゲルテイ、ソングノの4つの山に囲まれ、街全体が自然景観に恵まれるとともに、自然景勝地や文化遺跡も多い。現在、市では総合計画を作成中であり、そのなかで観光開発の検討が進められている。特に、観光政策をエコロジーの観点から立案するため、市を囲む4つの山の地域の自然環境と森林の保全、大気汚染や水質汚濁の防止、市街地内の緑化の推進とともに観光事業計画（ジオエコロジー計画）を立てる考えである。なお、観光計画の対象地域については、テレルジをウランバートルと一体となる国際観光地として位置づけ、計画の検討がされている。

また、観光の通年化を図るため、ハンドガイド山において冬のスポーツ観光の振興が検討事項となっている。

ウランバートル市内に多様な博物館が点在しているが、観光拠点として機能しているとはいえない。これらのうち、誰もが訪れるようなクラスのもの、軍事博物館のように特徴的なものに分けて、考慮すると効果的であろう。

程度の差こそあれ、いずれも問題点を多々抱えている。展示技法の低水準、外国語表記の欠如、案内人不在、休日休館、パンフレット欠如、つまらない土産物の羅列、税関を通過できない骨董品の無許可販売などである。

なお、ガンダン寺は信仰拠点として機能しているが、チョインジンラマ寺院とボグド宮殿は博物館として扱われる。

(2) 課題

1) 自然環境

- a) 対象地域は、市の計画に合わせ身近に自然体験ができるテレルジ地域を含めるのが適当であると考えられる。
- b) 市を国際観光の玄関にするためには、車、発電所、冬の暖房による大気汚染やゲル集落の汚水のたれ流しによる地下水（飲料水）汚染の対策、市を囲む4つの山の景観保全、市街地の美観を推進するための緑化等の環境保全整備を推進する計画が必要である。
- c) ボグドハーンは、特別保護地区に設定されており、モンゴルで最も古い自然保護

区である。特に、貴重な動植物が多数生息・生育しており、その保護対策が重要である。

d) テレルジは、自然公園に設定されており、首都に最も近い公園である。利用者は、年間 12,000 人ともいわれており、草原、奇岩の岩山、乗馬、釣りなど観光面での要素が多い。現在、ツーリストキャンプ等の開発が活発であり、景観保全や自然環境の保全との調整が求められる。

e) 冬の観光振興はモンゴル観光の重要な課題であり、観光需要、立地環境等を総合的に検討する必要がある。

2) 文化遺産

今後の観光開発調査では、まず博物館の診断が必要である。

その際の基準として、特に「自助努力度」を重視したい。あらかじめ、診断対象となる諸施設に対して「自助努力なくして援助なし」を明言しておきたい。そのうえで、診断調査を行い、その結果によって今後の支援が決まるというシステムを明示化させたい。いかに観光資源としてポテンシャルが高くても、すべてを他人に委ねてあくらかかっているような施設に対して安易に支援すべきではないだろう。

診断の結果、重点的に整備すべき一群とその順序、多様性を演出するにふさわしい一群とその順序などを決定することになる。ただし、こうして個別の博物館を区別することは競争を促すことになるので、一方で、全体を統括する連盟組織についてもその運営などを指導していく方がよいだろう。博物館全体の向上には相互交流とりわけ地方博物館を取り込む必要があると思われる。

博物館に対しては既に、1997 年 3 月に国際交流基金アジアセンターの資金でウランバートルにおいて博物館セミナーが実施された。さらに 1998 年 3 月にもその上級コースが実施される予定である。ただし、これらは一般セミナーにとどまる。今後は、ケーススタディによって具体的な提案をしながら、博物館運営の技術向上を図る。このケーススタディ方式はまた、自助努力を促すスタイルでもある。

3-2 ハラホリン（カラコルム）観光地域

ユーラシア北方遊牧民の歴史は主として、オルホン・セレンゲ文明とケルレン・オノン文明とに分けられる。とりわけオルホン川流域は、モンゴル高原のなかでも中原地帯として歴史的遺跡が集積した地域である。鹿石、石人、ヘレクスールその他、突けつ時代の碑文、ウイグル時代の首都、モンゴル帝国の首都などが分散している。また、オルホンの滝やホジルトの温泉も分布している。魚釣りの絶好のポイントもオルホン川にある。

(1) 現状

ハラホリン（カラコルム）は元時代の首都であり、モンゴル中央部の文化や行政の中核となる都市である。農牧に適した豊かな地域で、小麦の大規模な畑や馬・牛・羊を遊牧する草原が広がっている。ハラホリンでの観光の目的は、元時代の史跡であるエルデニ・ゾーと亀石であり、モンゴルを訪れた観光客は必ず来訪する所となっている。

観光施設等は、あまり整備はされてこなかったが、最近、観光客の増加に伴いツーリストキャンプの建設が進行している。

郡庁によると、地域振興のために寄与する開発についてはすべて歓迎するということであるが、開発を適切に誘導するための計画は持っていない。

文化遺産についてはパンフレットやインストラクター、土産物などが不足しているのは首都の博物館と同様である。ここでの最大の問題は、近いといっても互いに数十キロの距離があり、広大な地域全体として遺跡コンプレックスを観光スポットとしてつなげるかどうかであろう。

(2) 課題

1) 自然環境

a) ハラホリンを中心とした1日旅行圏内には、砂漠状の景観を有するホグノゴビ、ホジルト温泉保養地、自然史跡に設定され鳥類の生息地であるナイマン湖、オルホン滝があり、魚釣りのできるオルホン川等魅力ある観光地域が存在する。観光に多様性を持たせるとともに観光のシーズンを拡大するためには、広域的な観光資源の発掘とネットワークの形成が必要と考えられる。

b) エルデニ・ゾーは重要な史跡であり、モンゴルの人々の信仰の場となっている。また、雄大な自然環境とともにハラホリン（カラコルム）の古都のたたずまいを残す歴史景観を形成している。観光開発にあたっては、将来ともこの景観を守り、育てていくことが重要である。また、開発にあたっては、観光客の増加によって飲料水（地下水）の確保、ゴミ処理や尿尿処理が心配されており、計画的な開発プログラムが必要とされる。

2) 文化遺産

容易にアクセスできる範囲とそうでない範囲をまず見定めなければならない。そして、容易に近づけない範囲については、アクセスを向上させるか、別途に疑似体験を提供するかを選択することになる。疑似体験とは、たとえばレプリカを作成しておき首都で十分な解説を得られるようにすることをここでは意味している。

ここでもやはり、ハード面のみならず、遺跡の保存と管理と公開性、インストラク

ターの養成、パンフレットの整備、ガイドツアーの運営などに関するノウハウの伝授といったソフト面での拡充が大切である。

3-3 南ゴビ観光地域

(1) 現状

モンゴルの魅力ある観光地の一つが、南ゴビの大自然である。南ゴビの利用の拠点となっているのは、県都ダランザドガドの北西にあるジュルチン・ゴビで、一帯にはツーリストキャンプや飛行場が整備されている。また、この地域は砂漠帯で、ゴビ・ゴルバンサイハン自然公園が設定されており、雪溪のあるヨーリン・アム溪谷、美しいモルツオク砂丘、バヤンザクの恐竜化石、ラクダの放牧等の観光資源が豊富な地域である。この地域では、地域特性豊かな観光資源を生かして、恐竜発掘ツアー（バヤンザク）、ラクダツアー（ホンゴル砂丘）、バードウォッチングツアー（ヨーリン・アム）、ジープツアー（ネメクト山の恐竜化石、ホランの野生馬）等新しいツアーが行われている。また、民間企業の開発投資もみられ、ホンゴル砂丘のツーリストキャンプ、バヤンザクの恐竜公園等の整備計画が進められている。

なお、当地域は中国国境に近く、ウランバートルからの観光ルートだけではなく、中国からの観光ルートが検討されている。

(2) 課題

1) 南ゴビの観光開発は、民間主導で進められている。近年、観光客の入り込みが増加しており、しかも数日から10日間当地域に滞在するツアーが多くなっている。このため、当地域に生息・生育する希少な動植物の保護や、ゴミ処理、尿尿処理等の問題が顕在化してきており、特に脆弱な自然環境下にある当地では解決しなければならない重要な問題となっている。また、基本的には、国の主導で自然公園の保護と利用の計画が策定されることが急務である。

2) 新しいツアーであるラクダツアー、恐竜発掘ツアー、バードウォッチングツアー、ジープツアーは、まさしくエコツアーとして位置づけ、国の行政機関や学識経験者の指導の下に実施されるべきものである。またツアーには、専門のインストラクターやインタープリターが必要であり、その人材養成やエコツアー実施のためのプログラム開発が必要である。

3) 当地域の冬期の気温は、ウランバートルに比べ平均で4～5℃高く、風も少なく安定していることから、冬期の観光が可能であると考えられる。

第4章 環境予備調査

4-1 環境配慮の背景

モンゴルは、地勢的にはアジア大陸のほぼ中央部に位置する平均海拔 1,580 メートルの高地にあり、また、草原や砂漠から成る平原が 124 万平方キロメートルに及ぶ。気温較差は $-40\sim 40^{\circ}\text{C}$ と大きく、降水量は年間 400 ミリを超えず、典型的な大陸性気候を呈している。また、面積は、我が国の約4倍にもかかわらず、人口は 228 万人と少なく、人口密度は 1.5 人/平方キロメートルと極めて低い。

モンゴルの自然環境は、全体的に見ると厳しく、脆弱な自然環境であり、これまで極めて低い人口密度と、自然とともに暮らす遊牧という土地利用によって保全されてきた。こうした自然環境の元では、人為的活動が周辺環境に与える影響は大きなものとなり、観光開発に当たっては環境保全に十分な配慮を払う必要がある。特に、長期的視野をもって周辺の環境とバランスのとれた開発計画とするよう努める必要がある。

4-2 環境法制度と IEE・EIA 審査体制

1995 年 5 月に制定された環境保護法において、潜在的な負荷を予測し、環境破壊を未然に防ぐことを目的とした環境影響評価制度が規定されている。特に、プロジェクトによる影響を未然に防止することを念頭に置いている。

自然環境省では、①開発プロジェクトに対する環境面からの審査と事業認可、②環境影響評価を実施する民間事業の認可、を主たる業務としている。

制度では、事業者から提出された計画を自然環境省と地方機関（県、郡）が審査し、重大な環境への影響を及ぼすと判断された場合のみ、事業者に詳細な環境影響評価を義務づけている。

環境影響評価の実施は、事業者が負担し、自然環境省、科学アカデミーの生物学研究所、地理学研究所、森林・土壌研究所、又は自然環境省が認可した民間会社 4 社（自然環境省が事業特性と専門性・技術力から選定し、調査方法を含めて指導する）が行うことになっている。

なお、民間会社は、ECO TRADE Co. Ltd.、ENCO Co. Ltd.、EKOS Co. Ltd.、ECOLOGI Co. Ltd. の 4 社である。

4-3 モンゴルにおける環境の現況

今日、モンゴルにおいてはいろいろな環境問題が生じている。自然保護に関する問題では、伝統的な遊牧において強度の過放牧が進んでいる問題がある。近年の市場経済の移行に伴って飼育家畜数が増加し、牧草地に対する食圧が高まっており、草原の生態系の破壊が懸念される。また、モンゴルは、気候的、地勢的な特性から全土で砂漠化の傾向がみられている。砂漠化の進行

は、地球的規模の気候変動や、国内の土地利用の不適切さや、植生の改変が影響していると考えられている。特に、砂漠化の防止はゴビ周辺で重要な課題となっている。

大気汚染は、ウランバートル、ダルハン、スフバートルなどの都市部で悪化している。火力発電所の排煙、車の排気ガス、ゲル集落の冬のストーブが原因とされている。

水資源は、量的には地下水の利用が多く、次いで湖沼、河川となっており、ソムでは飲用に適さない硬水の飲用が問題になっている。また、都市部では人口の集中による生活排水による汚染が進みつつあり、これが水源となる地下水を汚染している。

また、都市部での廃棄物の発生量が著しく増加している。処分場は単純埋立方式で、ゴミ質の管理や汚水処理は行われていない。

4-4 スクリーニング・スコーピングの結果

環境予備調査は、「環境調査環境配慮ガイドライン（観光）、国際協力事業団編、1994年1月」に準じて、モンゴル側の意見、状況説明を参考に、踏査結果を踏まえてスクリーニング並びにスコーピングを行った。その結果は、表4-1～4-5に示したが、そのなかで、インパクトが見込まれる環境項目は以下のとおりである。

(1) 経済活動

現在、モンゴルの地方部は、伝統的な遊牧生活が営まれており、ほとんどが第一次産業に依存している。また、人口は都市部に比べて極端に少ない。そのため、観光開発が地方の経済活動に与える影響は、プラス面、マイナス面とも大きなものがあると予想される。

(2) 交通・生活施設

モンゴルにおいては幹線道路、地方道路ともに整備が不十分な箇所が多い。人口の集中する首都及びその周辺では観光客が集中すると、交通の混雑が大幅に増大し、地域住民の生活に支障をきたすおそれがある。

また、首都と地方都市を結ぶ交通機関には、飛行機が利用されている。乗員数の少ない機種が使用されているため、観光客が増加すると住民の生活に支障をきたすおそれがある。

(3) 遺跡・文化財

モンゴルは、古来より軍事的な要衝であったため戦争が繰り返され、様々な民族によって統治されてきた歴史を有している。そのため、未発見の埋蔵文化財や観光資源として評価のされていない他民族の文化財が多数にのぼるものと考えられる。観光開発にあたっては慎重な配慮がなされる必要がある。

表4-1 プロジェクト概要

項目	内容
プロジェクト名	モンゴル国観光計画開発調査
背景	観光による経済振興を図るため、観光開発基本方針（1995～2005年）に基づく自然環境及び固有の文化・社会と調和した持続的な観光開発計画の樹立が求められた
目的	全国観光開発M/Pの策定及びモデル3地域観光開発計画の策定調査
位置	モンゴル国全土
実施機関	モンゴル国インフラ開発省
裨益人口	不明
計画諸元	
観光資源	自然資源 (海岸、 高原 、 景勝地 、 動植物) / 遺跡 ・ 文化財 / 博物館 / 飲食 / 買い物 / スポーツ (ダイビング、 フィッシング 、 ハンティング 、 登山等) / その他 (ゲルキャンプ)
主要計画	需要予測 / 中長期計画の立案 / 基盤施設設備計画の立案：交通施設改善 (港湾、空港、道路、鉄道、河川) / 生活関連施設整備 (上下水道・ゴミ処理等) / 観光資源整備
その他 特記すべき事項	

表4-2 プロジェクト立地環境

項 目		内 容
プロジェクト名		モンゴル国観光開発計画調査
社会環境	地域住民 (居住者/先住民/計画に対する意識等)	雇用機会、収入機会の増大に対する機会。ステップ及び砂漠地帯には遊牧民が居住
	経済活動・交通・生活施設 (商業/輸送網/上下水/ゴミ)	空航、道路とも整備は遅れている。上下水道整備、ゴミ処理対策が遅れている
	遺跡・文化財/保健衛生 (保全・利用状況/疫病発生)	都市部、地方部の双方に遺跡、文化財
自然環境	地形・地質 (景勝地・山地・低湿地)	全体が平均標高 1,580m の高原、ステップ草原、砂漠地帯
	湖沼・河川水系・海岸・気象 (水質・海浜・降雨量)	湖沼約 3,000 か所、河川総延長 6,700km、降雨量は少なく、乾燥
	動植物・生息域 (希少動植物/マングローブ・珊瑚等)	野生動植物は豊富で固有種、希少種が多い
公害	苦情の発生状況 (関心の高い公害等)	都市部で水質汚濁、大気汚染が発生
	対応の状況 (制度的な対策/補償等)	
その他特記すべき事項		

注) 記述は既存資料により分かる範囲とする。

表4-3 スクリーニング結果

環境項目	内 容	評 定	備 考 (根拠)	
社 会 環 境	1 住民移転	用地占有に伴う移転(居住権、土地所有権の転換)	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	特に移転の必要はない
	2 経済活動	土地等の生産機会の喪失、経済構造の変化	有・無・ <input checked="" type="radio"/>	住民の生産活動への影響が大きい
	3 交通・生活施設	渋滞・事故等既存交通や学校・病院等への影響	有・無・ <input checked="" type="radio"/>	観光客の増加による交通量の増大
	4 地域分断	交通の阻害による地域社会の分断	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	大きな分断はない
	5 遺跡・文化財	寺院仏閣・埋蔵文化財等の損失や価値の減少	有・無・ <input checked="" type="radio"/>	遺跡・史跡の保全の必要あり
	6 水利権・入会権	漁業権、水利権、山林入会権等の阻害	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	影響なし (すべて国が管理)
	7 保健衛生	ゴミや衛生害虫の発生等衛生環境の悪化	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	影響なし
	8 廃棄物	建設廃材・残土、汚泥、一般廃棄物等の発生	有・無・ <input checked="" type="radio"/>	観光客の増大によるゴミ・尿尿等の発生
	9 災害(リスク)	地盤崩壊・落盤、事故等の危険性の増大	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	特に考えられない
自 然 環 境	10 地形・地質	掘削・盛土等による価値のある地形・地質の改変	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
	11 土壌浸食	土地造成・森林伐採後の雨水による表土流出	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	地形、地質に問題なし
	12 地下水	過剰揚水等による枯渇、浸出水による汚染	<input checked="" type="radio"/> ・無・不明	地下揚水の必要あり
	13 湖沼・河川流況	埋立てや排水の流入による流量、河床の変化	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
	14 海岸・海域	埋立てや海況の変化による海岸浸食や海岸植生の変化	有・無・不明	海岸、海域はない
	15 動植物	生息条件の変化による繁殖阻害、種の絶滅	有・無・ <input checked="" type="radio"/>	近接地域内動植物への影響
	16 気象	大規模造成や建築物による気温、風況等の変化	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
公 害	17 景観	造成による地形変化、構造物による調和の阻害	有・無・ <input checked="" type="radio"/>	ホテル等の施設が出現
	18 大気汚染	車両や工場からの排出ガス、有害ガスによる汚染	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
	19 水質汚濁	観光施設からの排水等の流入による汚染	<input checked="" type="radio"/> ・無・不明	ホテル、キャンプ場等からの排水
	20 土壌汚染	排水・有害物質等の流出・拡散等による汚染	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
	21 騒音・振動	車両・航空機・工場等による騒音・振動の発生	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
	22 地盤沈下	地盤変状や地下水位低下に伴う地表面の沈下	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	地質的に問題なし
	23 悪臭	排気ガス・悪臭物質の発生	有・ <input checked="" type="radio"/> ・不明	発生の要因なし
総合評価: IEEあるいはEIAの実施が必要となる開発プロジェクトか		<input checked="" type="radio"/> ・不要		

表4-4 スコーピング結果

	環境項目	評定	根 拠
社 会 環 境	1 住民移転	D	住民移転が必要ない計画とする
	2 経済活動	C	周辺住民の雇用変化、収入変化の可能性はある
	3 交通・生活施設	C	既設交通施設・機関への負荷の増大、局部的に混雑の増加
	4 地域分断	D	大きな分断はない
	5 遺跡・文化財	C	発掘遺跡に対して保全の必要がある
	6 水利権・入会権	D	影響はない
	7 保健衛生	D	特に影響は考えられない
	8 廃棄物	C	観光客の増大によるゴミ、尿尿等の増大
	9 災害(リスク)	D	特に影響は考えられない
自 然 環 境	10 地形・地質	D	大規模な地形改変はない
	11 土壌浸食	D	特に影響は考えられない
	12 地下水	B	地下揚水により、水位の低下等が考えられる
	13 湖沼・河川流況	D	特に影響は考えられない
	14 海岸・海域	--	
	15 動植物	C	近接地域内動植物に影響の出る可能性がある
	16 気象	D	特に影響は考えられない
公 害	17 景観	C	施設等の立地による景観の変化
	18 大気汚染	D	特に影響は考えられない
	19 水質汚濁	B	観光施設の集中立地による地下水、河川の水質悪化
	20 土壌汚染	D	特に影響は考えられない
	21 騒音・振動	D	特に影響は考えられない
	22 地盤沈下	D	地質的に沈下する地盤ではない
	23 悪臭	D	発生要因なし

注) 評定の区分 A: 重大なインパクトが見込まれる
 B: 多少のインパクトが見込まれる
 C: 不明 (検討をする必要はあり、調査が進むにつれて明らかになる場合も十分に考慮に入れておくものとする)
 D: ほとんどインパクトは考えられないため、IEEあるいはEIAの対象としない

表4-5 結果評価

環境項目	評定	今後の調査方針	備考
経済活動	C	現況の生産活動等の調査と開発による雇用効果等の予測を行う	
交通・生活施設	C	交通現況を調査し、混雑の増加等の問題が発生しない計画とする	
遺跡・文化財	C	現況の文化財保全状況を調査し、保全計画を立案、提案する	
廃棄物	C	ゴミ処理システムについての現況把握と増加ゴミ量の予測、処理システムの提案を行う	
地下水	B	地下水利用状況の調査、開発可能量に見合った計画とする	JICA で実施されたモンゴル国飲料水計画調査を参考にする
動植物	C	既存資料を基に近接地域内の希少種、貴重種の生息を確認する	
景観	C	周辺環境に影響を与えない計画とする	
水質汚濁	B	現況水質の確認と将来負荷の予測を行い、影響の少ない計画とする	

注) 評定の区分 A: 重大なインパクトが見込まれる
 B: 多少のインパクトが見込まれる
 C: 不明 (検討をする必要はあり、調査が進むにつれて明らかになる場合も十分に考慮に入れておくものとする)
 D: ほとんどインパクトは考えられないため、IEBあるいはEIAの対象としない

また、遺跡や遺物の多くは、広大な国土に野ざらしのまま点在しており、盗難や風化、変質のおそれがあり、保全計画が必要である。

(4) 廃棄物

宿泊施設、又は各種観光施設が増加した場合、処理施設の増設が必要である。また、単純埋立方式であるため、地下水等への水質汚濁の発生が考えられる。さらに地方行政機関や住民への経済的負担が大きくなることも考えられ、ゴミ処理システムを考慮した開発が必要である。

(5) 地下水

地方部の観光開発にあたっては、水資源として地下水を利用することとなる。地下水の量には限りがあり、限度を超えた揚水は資源の枯渇をもたらすこととなり、地域住民の生活や遊牧に支障をきたすおそれがある。

また、飲用に適さない硬水が多く、十分な水質調査が必要である。

(6) 動植物

降水量の少ない砂漠帯やステップ帯の植生は、回復力が非常に弱く、いったん破壊されると復元が大変困難となる。聞込調査では希少種、貴重種も広く分布しているといわれており、また、自然性を演出する重要な観光資源となっていることから、本格調査に際してはモンゴルのデータ等を参考に、希少種、貴重種の有無を確認するとともに、できるだけ周辺植生や動物の生息地にダメージを与えない計画とする必要がある。

(7) 景観

モンゴルの景観の特徴は、人工物や遮蔽物がなく、なだらかな草原の起伏が連続する茫洋として雄大なことである。こうした景観のなかに宿泊施設、電柱、標識等の人工物を設置することは景観に大きなインパクトを与える可能性が大きく、慎重な配慮が必要である。

(8) 水質汚濁

観光施設の建設によって、特にゴミの埋立や尿尿・雑排水によって、地下水、湖沼及び河川の水質が汚濁される可能性があり、現況の水質の確認と将来の負荷の予測により、影響の少ない計画とする必要がある。

4-5 本格調査における環境調査

以上の観点から、本格調査においては、初期環境調査（IEE）を実施する必要がある。IEEは、モデル観光開発地域の観光開発計画について実施することとなるが、計画策定時点から環境担当団員が参加し、環境に対するインパクトの少ない計画とするよう配慮する必要がある。また、IEEを実施するに際しては、実施機関や会社、実施項目について自然環境省とよく協議する必要がある。

参考-1 ローカルコンサルタント

モンゴルにおける環境コンサルタント会社は、ここ3、4年前にでき始めた。環境調査にあたっては、各社とも必要に応じて、あらかじめ登録してある公的機関の技術者に委託して調査を行う。JICA 等で実績のある会社は、次のとおりである。

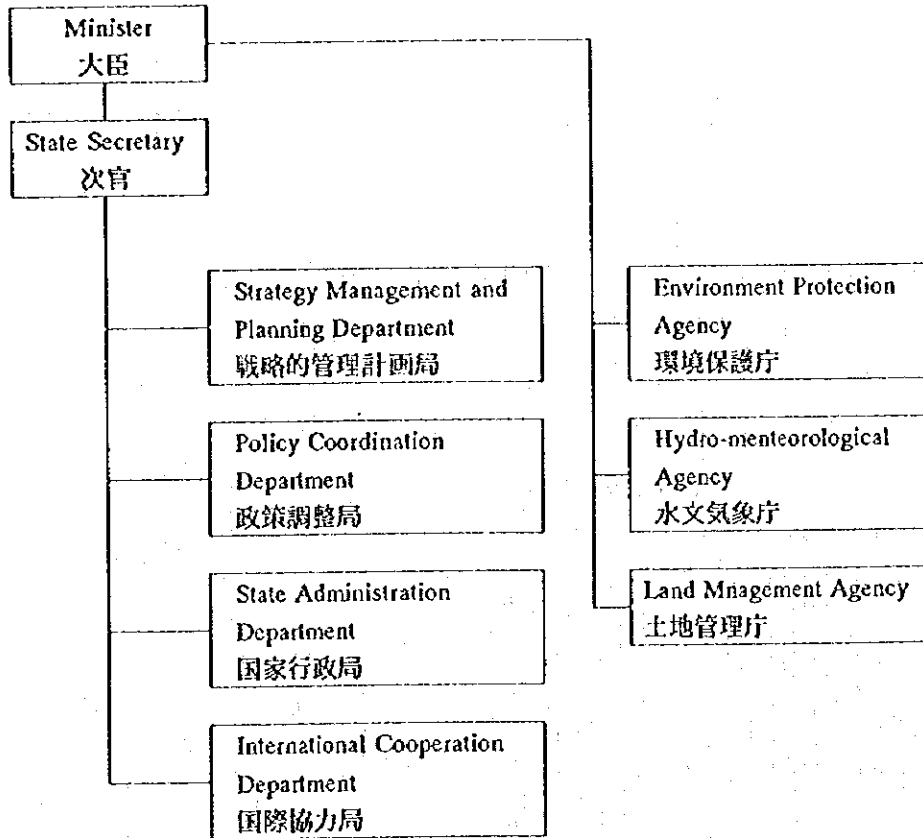
モンゴルの環境コンサルタント会社

会社名	代表者	所在地	電話	ファックス
MCS International Co., Ltd.	Ms. D. Enlechtsetseg	Barilgachdyn falbai-15, 2nd Floor Ulaanbaatar, Mongolia	(976-1) 312625, 328105	(976-1) 312175
Consulting And. Environmental Assessment & Consulting Company Mongolia	Mr. Enlechat B	P. O. Box20-A "Unen" Printing House 4th Floor Sukhbaatar Square-3 Ulaanbaatar-11, Mongolia	(976-1) 323976	(976-1) 329607
ENCO Co., Ltd.	Dr. A. Namkhai, Director-General Mr. Ts Naranchuluun, Chief Manager	Huvsgalehidiin avenue-16, Ulaanbaatar City's office Building-2 Room No506 P. O. Box1206, Ulaanbaatar-13, Mongolia	Office : (976-1) 312655 Home : (976-1) 382687	Office : (976-1) 312655 Home : (976-1) 382687
Monmap Engineering Services Co., Ltd.	M. Saandar, Chairman L. Orgil, Director	r. 402, 4th Floor, Bldg., 3 Sukhbaatar Square, 3 Ulaanbaatar-46, Mongolia	(976-1) 320728	(976-1) 320728, 310612 E-mail: monmap @maginet.mn Homepage : http://www.magicnet.mn/monmap

ENCO 社は、環境アセスメント、動植物調査をはじめとする自然環境調査に実績があり、顧客は、モンゴル自然環境省、モンゴル環境保護庁、UNDP、ADB、JICA 等である。Monmap 社は、地図作製、地質調査及び建設コンサルティング分野で実績があり、顧客は、欧米や日本の地質調査会社、航測会社、衛星資源探査会社等である。

なお、環境影響評価を実施する民間企業として自然環境省が認可している4社のうち、ENCO 社以外の ECO TRADE 社、EKOS 社、ECOLOGY 社の3社の実績等についてはよく分からない。

自然環境省組織圖



モンゴル国自然環境大臣第43号命令

1996年3月26日

規則、見本承認について

特別保護区法第27条7項及び自然環境保護法第34条2項に基づき以下のように命令する。

1. 特別保護地での旅行、観光を行う共通規則を第一付録で、特別保護地での旅行、観光業務を行う産業単位、組織に与える権利証の見本を第二付録で、特別保護区を通過して業務を行う個人、産業単位、組織に与える許可証の見本を第三付録で、それぞれ承認すること。
2. 特別保護区でエコツーリズムを行う産業単位、組織に与える権利証及び特別保護区を通過して業務を行う個人、産業単位、組織に与える許可証を1996年の上半期に印刷し、関係各所に配布し、事業を執行する業務を、禁制区、エコツアー国家課の長 D.ミヤグマルスレン、会計事業部の長 D.ダンバドルジらに委任すること。

Z.バトジャルガル

自然環境大臣 1996年43号命令第一付録

第一. 一般基礎

1. 特別保護区での旅行観光業に関係している個人、産業単位、組織相互の関係をこの規則で調整する。
2. 特別保護区での旅行観光業務共通規則は特別保護区法、それに付随して出された規則で構成される。
3. 禁制区 (Core Area) 及び自然公園の観光業務可能な地帯の境界を公式に決定し、観光方面の調査、自然環境影響評価を行う。
4. 旅行観光はその地域の手付かずの自然環境の状態、生態系のバランスを失わない条件、必要条件を完全に満たす。
5. 旅行観光の業務は自然環境の国家行政中央組織の許可、調整、統一監査の範囲内で行われる。
6. この規則での名称は下記の意味で用いる。
 - a) “旅行観光”とは個人が自身の通常居住する場所からある一定期間、保養、療養、見学の目的及び宗教信仰、ビジネスで他の土地へ移動することと関係のある活動を指す。
 - b) “旅行観光分野”とは国家経済発展に重要な影響を与える、目に見えない輸出品となる経

済分野を指す。

- c) “旅行観光資源”とは旅行観光のあらゆる需要、必要性を満たす社会、自然、歴史、文化の遺産伝統すべてを指す。
 - d) “保養客”とは旅行観光の集中宿泊施設、温泉療養及び保養所で保養療養している人を指す。
 - e) “旅行者”とは自然景勝地及び歴史、文化の遺跡を旅行している人を指す。
 - f) “観光客”とは旅行観光業者と結んだ契約に従い特別な日程で旅行観光をしている人を指す。
 - g) “ツアーコンダクター”とは保養客、旅行者、観光客に旅行、観光の日程、又は特別な日程に従って通訳、説明を行う、旅行観光分野で働く権利を有する、ツアーコンダクターの専門証明証を持つ人を指す。
 - h) “ツアーガイド”とは保養客、旅行者、観光客が旅行で行く場所で案内をする人を指す。
7. 特別保護区に旅行観光のために来た外国人旅行者はその国に招待した法人及びその代表者、通訳が連れて行く。これはモンゴル国への短期及び長期居住者及び帰化人には関係しない。

第二. 禁制区、エコツアー国家課の義務、権利

8. 禁制区、エコツアー国家課は下記の義務を遂行する。

- a) 旅行、観光方面で適用される詳細な規則、日程を作成し準拠し、実行状況を監察する。
- b) 旅行観光を営む産業単位、組織の活動を法律、法定に一致させ調整し、統一指導を満たす。
- c) 旅行観光及び制限地区の保護、旅行、観光資源、自然の収容能力、容量を明らかにしたうえで当該地区での旅行観光形態規模を決定する。
- d) 当該特別保護区の保護管理所及び郡、地区の行政庁が旅行観光を営む産業単位、組織と結んだ契約を承認し認可を与える。
- e) 特別保護区でのエコツアーを行う権利証の取得料金は自然保護基金に集める。

9. 禁制区、エコツアー国家課は下記の権利を有する。

- a) 旅行観光プロジェクトの自然環境影響の詳細な評価の助言に対し批評し実行者を監察する。
- b) 旅行観光を営む産業単位、組織が関係する法律、法定及びこの規則に違反した場合には特別保護区での営業権利を保留、停止する。

第三. 県、郡、地区の行政長の義務、権利

10. 県、郡、地区の行政長は下記の義務を遂行する。
- a) 旅行観光について国が準拠する統一政策、当該地域の自然保護、インフラ及び経済発展の長期計画と密接なつながりを持ち、特別保護区とその周辺地域の旅行、観光を発展させる方向を明確にする。
 - b) 必要な場合は当該県、郡、地区の行政長は旅行、観光問題を扱う専門家を勤務させる又はある公務員に担当させ遂行させる。
 - c) 当該地域で旅行観光を発展させる計画を保護管理所と共同で（管理所不在の場合は単独で）作成し禁制区エコツアー国家課の承認を得る。
 - d) 旅行観光を営む産業単位、組織と共同で地域で旅行観光のための道路、方向の決定、宿泊、臨時宿泊及び通過地点を承認された設計、予算に従って建設、整備する。
 - e) 管轄する地域に関係する自然資源地及び遺跡で旅行観光業を営む産業単位、組織の活動を審査、検査する。
11. 県、郡、地区の行政長は下記の権利を有する。
- a) 自然資源地、遺跡の旅行観光営業を監察する。
 - b) 自然資源地、遺跡への旅行観光を営む産業単位組織がこの規則及び関連する法律に違反した場合、営業を一時停止する。
 - c) 管轄地域内で行われる旅行観光プロジェクトを審査し選択する。

第四. 特別保護区保護管理所の義務、権利

12. 特別保護区の保護管理所は下記の義務を遂行する。
- a) 担当する特別保護区で行われる旅行観光の特徴状況を重視した旅行観光特別規則を作成し、禁制区、エコツアー国家課の承認を得て実行者を監察する。
 - b) 担当する地域内の許可された地帯での旅行観光開発プログラム、計画を作成し、実行する。
 - c) 旅行観光契約の実行状況を満たす、対策を取る。
 - d) 当該地域の自然、歴史、文化について宣伝する。
 - e) 旅行観光の繁忙期には通行量の多い出口、道路に監察、宣伝センターを設ける。
 - f) 担当する地域の特徴を生かした情報を観光客に提供する。
 - g) 旅行観光を営む産業単位、組織と共同で地域内での旅行観光のためのルート、方向を決定し、宿泊及びサービスセンターを示した地図を予算に従って設け、整備する。

13. 特別保護区の保護管理所は下記の権利を有する。

- a) 担当地域で行われる旅行観光活動を調整し監察する。
- b) 旅行観光を営む産業単位、組織が関係する法律決定に違反した場合、特別保護区での営業を一時停止する。
- c) 旅行観光のルート、方向を必要に応じ変更する。

第五. 旅行観光業者の義務、権利

14. 旅行観光業者は下記の義務を遂行する。

- a) 旅行観光及び保養療養業務を行う産業単位、組織は自然環境保護法及びその他の法律決定の範囲内で業務を行う。
- b) 旅行観光業務を行う前に自然環境影響評価を必ず受ける。
- c) 特別保護区でのエコツアー営業権利証は有効期限の 14 日前に禁制区、エコツアー国家課へ延長手続きを行い延長を受ける。
- d) 旅行観光問題を担当する国家行政中央組織からの旅行観光営業に対する条件、必要条件を完全に満たす。
- e) 特別保護区の保護管理所、又は地方行政庁との間に、当該地域で旅行観光を行う契約を結び、契約に従い業務を行う。
- f) 旅行者、観光客は定められたルート、方向へのみ連れていく。
- g) 保護管理所と共同で旅行観光のルート、方向に従って宿泊及び臨時宿泊地を整備する。
- h) 自然、歴史文化遺跡を保護する、必要であれば補修、復元対策を取る。
- i) 保養客、旅行者、観光客の安全を確保する。

15. 旅行観光業者は下記の権利を有する。

- a) 当該特別保護区と関連する問題についての情報を得る。
- b) 地域の旅行観光発展計画の作成には当該特別保護区の管理所や地方行政長と共同し意見を反映させる。

第六. ツアーコンダクター、ツアーガイドの義務、権利

16. 特別保護区で働くコンダクター、ガイドは以下の義務を遂行する。

- a) コンダクターは禁制区エコツアー国家課に登録し専門身分証明証を得る。
- b) ガイドは保護管理所、又は管理所不在の場合は地方行政庁に登録する。
- c) 特別研修に参加し特別保護区の旅行観光の特徴や当該地区の自然、歴史、文化について適

切な知識を習得する。

- d) 保養客、旅行者、観光客同行中は、バッジを胸につける。
 - e) 関係する法律、決定、規則に従い旅行観光業務を行うことを個人として責任を持つ。
 - f) 自然環境を汚染する及び汚染の危険をもたらしかねない業務は中止停止し、必要であれば関係組織、関係職員に報告する。
17. 特別保護区で働くコンダクター、ガイドは以下の権利を有する。
- a) 当該特別保護区に関する問題についての情報を得る。
 - b) コンダクターは当該特別保護区の旅行観光の情報宣伝の活性化について保護管理所や地方行政長と共同し、意見を反映させる。
 - c) ガイドは当該特別保護区の旅行観光のルート、方向の整備について保護管理所や地方行政長と共同し意見を反映させる。

第七. 保養客、旅行者、観光客の義務、権利

18. 特別保護区へ旅行観光及び保養療養のために訪れる保養客、旅行者、観光客は以下の義務を遂行する。
- a) 当該特別保護区で遵守している法律、規則、規定、指示を完全に守る。
 - b) 当該地区に入りサービスを受けた料金を承認された料金表に従い速やかに支払う。
 - c) 自然、歴史遺跡を破壊する、破損する、禁止行動を取ることを禁止する。
 - d) モンゴル民族の習慣、慣習を尊重する。
19. 特別保護区へ旅行観光及び保護療養のために訪れる保養客、旅行者、観光客は以下の権利を有する。
- a) 自然、歴史、文化やその他の情報を満足に得る。
 - b) 与えられた許可に示された場所を自由に旅し楽しむ。

第八. 旅行観光の許可

20. 特別保護区で常住し、旅行観光業を営む場合に与える“特別保護区内エコツアー営業権利証”は禁制区、エコツアー国家課が有効期限1年で次の証明書を審査したうえで発行する。
- a) 旅行観光の営業要請書。
 - b) 旅行観光問題担当の国家行政中央組織から発行された旅行観光営業許可証。
 - c) 禁制区や自然公園では、評価権利を有する組織が行った自然環境影響の詳細な評価の結果、自然資源地や遺跡では、評価権利を有する組織が行った自然環境影響一般評価の結果。

- d) エコツアー営業権利証取得料金の支払証明。
 - e) 保護管理所の見解。
21. 地方の特別保護区での当該地方の郡行政庁は次の証明書をそろえた場合に許可を与える。
- a) 旅行観光の営業要請書。
 - b) 旅行観光問題担当の国家行政中央組織から発行された旅行観光営業許可証。
 - c) 権利を有する組織が行ったプロジェクトの自然環境影響一般評価の結果。
 - d) 保護問題担当組織の見解。
 - e) エコツアー営業権利証取得料金の支払証明。
22. 短期間（1か月未満）旅行観光営業を行う業者に与える許可は当該保護管理所が与える。

第九. 禁止事項

23. 特別保護区の旅行観光営業可能地帯では以下の事項を禁止する。
- a) エコツアー営業権利証のない産業単位及び権利期限を延長していない産業単位が営業を行うこと。
 - b) 契約に示されていない業務を行うこと。
 - c) 未承認の設計及び建物、施設を建てること。
 - d) 許可なく自然付随資源を利用する、土壌、水やその他の自然資源からサンプルを取る、動物の捕獲、植物採取、また当該地域に生息していない動物や植物を持ち込むこと、歴史文化遺跡の破損や元の位置からの移動。
 - e) 特別保護区法及び当該地区の保護規則及び特別規定、また自然保護のその他の法律決定に違反した行動をとること。
 - f) 保養客、旅行者、観光客を未承認のルート、方向へ連れていくこと。
 - g) 固体ゴミ廃棄物、汚水をそのまま廃棄し、土壌、水、空気を汚染すること及び自然環境バランスに悪影響を及ぼす活動を行うこと。

第十. 規則違反者の負う責任

24. 特別保護区でこの規則で禁止した、又は許可された活動を行ったために当該地区の自然環境の様相が悪化する、若しくは資源が減少するに至った場合は、損失や過失を犯した団体に補填させ、特別保護区法第43条に従い責任を負わせる。
25. 当該特別保護区で旅行観光の方面で営業を行っているあらゆる産業単位、組織はこの規則や当該特別保護区の旅行観光特別規則に違反した場合、違反の程度、自然に与えた損害を注視し

たうえで、旅行観光業務の一定期間停止を行う。

26. この規則に違反し自然環境のバランスに重大に損害を及ぼした団体は法組織に移送し刑事責任を負わせる。

第5章 本格調査への提言

5-1 調査目的と基本方針

5-1-1 調査目的

(1) 調査の背景

民主化以前のモンゴルの観光産業は90%以上を占める旧ソ連からの旅行者の限定されたニーズにもっぱら対応し、手つかずの自然と遊牧を主体とする独自の文化が融合した同国の観光資源の大半は、その大きな潜在力にもかかわらず、未開発の状況に置かれてきた。

しかし、民主化に伴う一連の市場経済化の過程で、観光産業を独占してきた国営旅行社が1993年に分割民営化されたことを契機に、民間資本による観光資源開発が本格化し、近年、西側先進諸国の観光客が順調に増大しつつあり、外国人入国者数は年間10万人程度に達している。とりわけ日本からの観光客数は過去5年間で約3倍となり、1996年には年間1万人規模に達しており（シェアは約10%で西側先進諸国中最大）、日本は同国観光客誘致の最重要市場として位置づけられている。

このような状況下、同国政府内においても、同国経済の牽引役としての観光産業の重要性が認識されつつある。

しかし、関連法規や組織の整備は緒についたばかりで、民間投資の呼び水となる道路や地方空港等の関連インフラ等の整備、民間業者や自治体による乱開発の自然環境及び地域社会への負荷の抑制、夏期への過度の集中の分散化等、有力な外貨獲得源として観光産業を振興するうえで、克服すべき課題が山積みしている状況にある。

(2) 調査目的

- ①目標年次を2015年とする基本政策及び観光開発M/Pを含む全国観光開発M/Pの策定と、目標年次を2005年とする短期優先プロジェクト及びプログラムの策定。
- ②目標年次を2015年とする観光開発M/Pを含むモデル地域の観光開発計画の策定と、目標年次を2005年とするM/Pの策定及び優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディ(F/S)を行う。

5-1-2 基本方針

(1) モンゴルにおける観光の位置づけを踏まえた調査の実施

モンゴルにおける観光の位置づけは、民主化に伴う市場経済化への取り組みのなかで、旧ソ連を中心とした旅行者のニーズに合わせた観光産業からの転換を余儀なくされてい

る。また、ソ連の崩壊により経済状態が悪化していることから、観光は外貨獲得のための重要な産業であり、今後ともモンゴル経済の重要な産業として発展させていくべきものとモンゴル政府は考えている。したがって、この点を踏まえた調査を実施する必要がある。

(2) 実効性のある計画作成等

モンゴル側は、1995年の政府決定を踏まえて、今後の観光開発計画を策定しようとしており、これを無視して独自にM/Pを策定することは、混乱が生ずるおそれがあるとともに、計画の実効性に欠けるものとなる。

また、モンゴル側の資金面、組織面を考慮するとともに、既存のプロジェクトの進捗状況を確認し、問題点を洗い出すことも必要と思われる。

(3) 調査の基本方針

調査の基本方針として下記の事項に留意すること。

- ①自然環境の保護及び固有の文化・社会との調和に特に留意し、持続的観光開発をめざす。
- ②市場経済体制の移行期にあることを踏まえ、民間と政府の間の適切な役割分担を確立することに重点を置くとともに、政府の行政機能の強化を図る。
- ③国家規模にかんがみ、大規模な投資を行う開発でなく、少ない予算で最大限の効果を生む効率的な観光開発を検討する。その観点から、持続性に配慮しつつ自然や文化を観光商品化する等ソフト面に重点を置く。
- ④インフラの整備は緊急性があり、民間が負担し得ないものに限定する。
- ⑤政府機関のみならず、自治体、民間業者、NGO等幅広い層の参画を求め、調査の過程を通じて、持続的観光開発の概念がモンゴルに広く定着することをめざす。
- ⑥主に日本人観光客の誘致を念頭に置いて実施する。

(4) C/Pの育成

モンゴルの観光行政については、先に述べたようにインフラ開発省の観光局が所掌しているが、局長以下5名の体制であり、本格調査のC/Pとして、すべて観光局が担うとなると負担も大きく、効果のあるものとはならない。

このため、観光局以外の観光に関係する部署も含め、観光にかかわる行政官の育成を、調査を実施しながらオンザジョブ・トレーニングで行っていく必要がある。

(5) 関係省庁との連携

総合産業ともいうべき観光の振興については、観光局のみならず、インフラ開発省内組織を含めた、関係省庁の協力が不可欠である。観光資源である自然環境や文化遺産等を所管する自然環境省や文部省などとの連携が重要となっており、この点については、観光局を関係省庁への連絡窓口とすることで、M/Mに明記している。

なお、モンゴル側の連携・協力体制については、関係省庁とMOTO等の関係民間機関で構成されるステアリング・コミティを設置する旨M/Mに明記したが、調査の最初の段階からこれらの有効活用等を図ることを考慮する必要がある。

また、モデルエリアとなる地方における地方自治体との連携・協力体制についても考慮する必要がある。

5-2 本格調査の内容・項目及び実施方法

5-2-1 調査対象地域

(1) 全国観光開発M/P

全国観光開発M/Pについては、モンゴル国全域とする。

(2) モデル地域観光開発計画

モデル地域観光開発計画については、ウランバートル、ハラホリン、南ゴビの観光地域とする。

5-2-2 本格調査の内容・項目及び実施方法

(1) 現状分析

1) 基本政策と行動計画を含む既存の観光開発計画の分析

現在、政府決定第167号に基づいて、短期実施計画の実行、又は作業が行われているが、これについて実施できない事項の問題点等の原因分析を行うとともに、観光局において策定中の観光開発計画についても情報収集を行う必要がある。

2) 市場調査・分析

本調査は、欧州方面よりも、今後増加が見込まれる日本の旅行市場を中心として考える必要があると思われるが、将来を見据え、欧州、ロシア、中国方面も考慮すべきである。

3) 観光資源・商品評価

歴史的遺跡・遺産については、多くが野ざらし状態にあり、今後の修復・保全について考える必要がある。また、寺院、博物館等についても、管理・補修等の問題が著

積されているため、この点と運営（経営）等についても、改善の余地がある。

4) 観光産業・施設・関連インフラ評価

観光産業については、旅行業、宿泊業等があるが、その他飲食業等も含めた産業についても実態把握が必要であるとともに、施設・関連インフラについては数多くの問題点があり、問題点の総洗い出しも含めた評価が必要であると思われる。

また、ハード面だけでなくソフト面も考慮する必要がある。

5) 観光行政・関連法令の評価

政府の観光行政への取組状況、及び今後どのような観光振興策を考えているかの実態と、観光関連法令の整備状況と観光振興に向けた今後の法律整備計画を把握しておく必要がある。

6) 自然環境・社会環境現況調査

本格調査においては、スクリーニング・スコーピングの結果を踏まえて、IEEを実施する必要がある。IEEは、モデル観光開発地域の観光開発計画について実施することとなるが、計画策定時点から環境担当団員が参加し、環境に対するインパクトの少ない計画とするよう配慮する必要がある。また、IEEを実施するにあたっては、実施機関や会社、実施項目について自然環境省とよく協議する必要がある。

(2) 2015年を目標年次とする全国観光開発M/Pの策定

1) 基本指針の見直し

2) 観光需要分析・予測

モンゴルへの外国人観光客は、増加する傾向にあると思われる。観光客のニーズ等を的確に把握することが重要であり、また、旅行業者等の観光客の送迎側、受入側のヒアリングも必要である。

3) 観光資源・商品の持続的開発計画

モンゴルには、自然、遊牧文化、歴史的遺産という観光資源があるので、一時的な観光客誘致のためのものではなく、モンゴル固有の文化等を尊重した開発計画とすることが重要である。

4) 観光施設・関連インフラ整備計画

これについても、自然環境に配慮した施設・インフラの整備とすることが重要であるとともに、政府、民間、外国等からの援助等の実施分担を明確にし、効果的・効率的なものとする。

5) 観光産業振興計画

民間企業個々に任せる形ではなく、官民一体となって取り組む計画が必要であり、

観光産業全体の組織化、協調・共同活動、総合的振興コンセプトが必要と思われる。

6) 観光振興・宣伝計画

観光振興のためには、観光宣伝、観光マーケティング、受入体制整備等の内容を相互の関連性を含めて整理し、政府、行政、関係機関等の参画したなかで策定することが重要である。

7) 人材養成・雇用創出計画

EU の計画のなかにも人材養成が含まれており、これの中身を適宜把握するとともに、観光関係行政、観光関係産業の人材の養成について、ハード・ソフト両面から検討することが必要である。

また、雇用創出についても、農畜産物の土産品の商品化、バードウォッチング、釣り等のガイドの養成も考慮する必要がある。

8) 観光行政（中央政府、公社、自治体）

EU の計画のなかにも組織強化が含まれており、これとの調整と観光開発計画を推進するうえでの組織体制づくりを検討する必要がある。

9) 自然環境及び社会環境保全ガイドラインの策定

既存の関係法令と観光開発のためのガイドラインの調整を図る必要がある。

10) 資源動員計画（外資を含む民間投資促進）

観光開発等についての投資促進について、外資を含む民間投資促進において検討中である。これを適宜、情報収集するとともに、これを踏まえることも必要である。

11) 予備的事業費積算

12) 段階的事業化計画

13) 予備的経済分析

14) 短期優先プロジェクト／プログラム事業化計画

(3) 2015年を目標年次とするモデル地域観光開発計画

1) 土地利用計画

2) 観光資源整備計画

3) 観光施設整備計画

4) 観光インフラ整備計画

5) 予備的事業費積算

6) 段階的事業化計画

7) 予備的経済分析

8) 初期環境影響調査 (IEE)

9) 短期優先プロジェクト（目標年次：2005年）の選定

10) 概略設計

11) 予備的積算・旅行計画

12) 予備的財務経済評価

13) 環境影響評価

14) 事業実施計画

モデル地域における観光開発計画については、基本的には全国観光開発 M/P と調整を図るとともに、地域の特性を生かしたものとし、既存施設等を活用し、低予算で最大限の効果が出るものを考慮する。

(4) 総合評価・提言

本調査においては、観光開発の計画策定も重要ながら、自然環境の保護、固有の文化の尊重、歴史的遺産の活用といった観点からの配慮を重視する必要がある。

5-3 本格調査の団員構成

本格調査の実施にあたっては、おおむね以下の分野を担当する団員から成る調査団を構成する必要がある。また、ソフト部門の強化の必要性を考慮した団員構成案としたが、1分野1人に限定した団員構成とする必要はなく、分野の軽重に応じた人数構成とすべきである。

重要な点は、各分野がいかに連携して調査を進めるかという点であり、また、政府部内での観光局の組織の脆弱さと今後の EU との関係が踏まえると、調査団の総括・副総括の政治力・交渉力が重要であると考えられる。

(1) 総括

調査の実行、報告書の作成、説明及び協議に係る業務の総括（対外折衝を含む）

(2) 副総括・技術的総括

- ・既存 M/P の評価
- ・中長期・短期の目標設定
- ・開発シナリオの設定
- ・EU プロジェクトとの整合化

(3) マーケティング・リサーチ専門家

市場分析、施設・資源評価、商品開発、需要予測

(4) エコノミスト

- ・観光の経済的意義に関する分析
- ・既存 M/P の評価
- ・投資環境整備
- ・経済・財務分析

(5) 観光行政・制度・組織専門家

- ・既存 M/P の評価
- ・観光局の機構改革、制度改革

(6) 観光産業・観光施設計画専門家

- ・需要予測、観光施設整備計画
- ・観光産業育成、ソフト分野の充実

(7) 運輸交通専門家

運輸交通システム（ソフトを含む）整備

(8) 観光資源専門家

資源（歴史的遺産等を含む）の整備・保全・管理運営の改善

(9) 環境専門家

- ・上下水道、廃棄物処理
- ・社会・環境影響分析

(10) 開発サイト・プランナー

- ・土地利用計画
- ・開発基準の改善

(11) 人材育成専門家

- ・各種ガイドの育成
- ・観光関連産業のサービス向上
- ・教育・訓練内容・施設の改善

(12) 観光プロモーション専門家

- ・商品開発
- ・イメージ戦略、マーケティング・ポジションの立案
- ・プロモーション戦略

5-4 本格調査の実施工程

S/W に掲げるスケジュールで調査を実施する。なお、15 か月という期間で実施するが、モンゴルでの作業期間も限られていることから、密度の濃い調査の実施を心がける必要がある。

5-5 本格調査実施上の留意事項

(1) EU との調整等

事前調査において、EU とモンゴルとの間でモンゴル観光開発に関する調査の T/R が 1997 年 2 月に結ばれていたことが判明した。

なお、協力内容については、競合関係に立つのではなく、補完関係に立つとの認識で、モンゴル側の調整の下、必要な協力を行いつつ、必要な情報収集等を適宜行いながら実施する必要がある。

(2) 技術移転等

技術移転については、主としてモンゴル側 C/P を通じて行われることになるが、観光局の組織が脆弱なため、関係省庁の協力を得ながら調査を進める必要があり、環境分野等にかかわる行政官を C/P にする必要性も出てくる。

また、観光の振興を図るうえで、長期的に人材を育成する必要があるため、各専門家がテクニカルレポートを作成し、組織に残す必要がある。

また、1997 年 12 月からモンゴルの国別特設の観光分野の研修が実施されることとなっており、本格調査が開始されてからも、実施される場合には、C/P を育成する観点からも、本調査を踏まえた研修の実施が望まれる。